

## 第3編 まちづくり

### 第1章 分野横断的・総合的施策

#### 第1節 フィールド大学構想

##### 1 構想の概略

フィールド大学構想とは、「まちのすべてが、学びのキャンパス」という理念の下、交流協定を締結している大学等と連携し、外部からの知の導入による地域課題の解決や外部・専門家の目による本市の魅力の再発見等を目的として、様々な分野での教育・研究交流を展開する取組である。

単に大学のキャンパスの延長として地域を提供するのではなく、防災、農林水産業、商工振興、スポーツ振興、環境・エネルギーなど幅広い分野での専門的知見を学ぶとともに最先端の情報を吸収し、本市と大学等とが一緒に地域課題の解決を考えることを狙いとして本構想を立ち上げ、2008（平成20）年度から取組を開始した。

また、提携する大学等から講師を招いての講演会などを通じて、市民に深い学びの場を提供することや、提携先の学生たちを招いて実践的な研究・学習フィールドや住民との交流機会を提供することで、人材の育成を支援する狙いもあった。

本構想の推進を通じて見出された本市特有の強みや地域課題をもって、各大学との連携により、合宿都市構想や食品加工流通コンビナート構想、木製都市構想などの取組を進めてきた。

##### 2 教育・研究交流協定

2006（平成18）年2月18日、本市は東海大学と教育・研究交流協定を締結した。同大学とは、まちづくり、環境・エネルギー対策、産業振興などの分野で以前から交流があった。特に工学部については、本市の地域資源である水、工業集積、農産物等や水素エネルギーを活用した地域活性化策の助言を得るとともに、西条市食品加工流通コンビナート構想についても連携を図っていた。

また、石鎚山系元気ウォーキング大会などの高地トレーニングではスポーツ医科学研究所の寺尾保教授に、次世代育成支援スポーツ事業では陸上の高野進助教授に指導してもらう機会もあった（5編5章参照）。

なお、工学部の内田裕久教授には、水素吸蔵合金に関する共同研究後も総合6次産業都市推進会議の座長をお願いするなど、継続的な協力をいただいた。

2007（平成19）年12月には、京都大学大学院地球環境学堂と教育・研究交流協定を締結した。小林正美教授の指導の下、木製防災シェルター（こどもシェルター）を東予高校との高大連携で研究開発したほか、木製ダムにも取り組むなど木製都市構想に取り組んだ。2013（平成25）年4月のベトナム国フエ伝統工芸フェスティバルへの本市の初出展に際しては、水野啓准教授のサポートにより現地活動での調整がなされた。

2008（平成20）年3月、東京農業大学と教育・研究交流協定を締結した。2013（平成25）年度

には四国初開催となる実践総合農学会を連携して開催し、板垣啓四郎教授ほか高野克己学長も来西した。また、西条市地域創生センターの地域創生イブニングセミナーや市民大学講座の講師として複数の関係者が来西し、関係者や市民への講義を行った。

2009（平成21）年8月、総合地球環境学研究所と教育・研究交流協定を締結した。水資源の保全、特に道前平野の地下水資源調査等を依頼したほか、田中樹准教授には石鎚ふれあいの里での合宿型地域研究西条環境セミナーも継続的に開催してもらった。秋道智彌教授には、秋篠宮殿下を囲む生き物文化誌学会の誘致に際して尽力いただいた。

2010（平成22）年10月、東京大学大学院農学生命科学研究科生物材料科学専攻と地域交流協定を締結し、安藤直人教授の指導の下、地域産木材を活用した木造ボックスユニットシステムの事業化に取り組んだ。また、林業ゼミナールを毎年開催してもらった。CLT（直交集成板。詳細は8編3章3節を参照）を活用した林業の活性化についても、安藤教授から助言を得ている。

2012（平成24）年7月には、香川高等専門学校と教育・研究交流協定を締結した。総合6次産業都市推進のためのアイカメラやフィールドセンサーを使った栽培技術の可視化とマニュアル化、ハイパースペクトルカメラの活用による効率的なほ場の環境測定などで、必要とされる技術の共同研究に取り組んだ。

2013（平成25）年11月、愛媛大学と教育・研究交流協定を締結した。地（知）の拠点整備事業や総合6次産業化の推進について、連携による取組を進めた。市長が愛媛大学へ出向講義をして、本市のまちづくりのPRを行ったほか、学生のバス研修事業や観光コースの地域研究を実施した。

2016（平成28）年以降、これまで実施してきたフィールド大学事業の基本方針を受け継ぎながらも、国の総合戦略に盛り込まれた「新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進」「大学、高等学校、企業、自治体が連携した地域ニーズに対応した人材育成」に対応するため、新たに地域創生イノベーション創出事業、地域創生教育研究活動推進事業を立ち上げた。

2017（平成29）年9月、松山大学と教育・研究交流協定を締結した。

2018（平成30）年1月には、包括的な連携・交流協定を締結している東海大学・東京農業大学・京都大学大学院地球環境学堂・総合地球環境学研究所・香川高等専門学校・愛媛大学・松山大学の七つの高等教育研究機関が一堂に会し、各機関の地域連携に関する取組紹介や本市の政策の方向性を紹介する西条市政策情報交換会を開催した。

### 3 大学等との連携

大学等との連携を推進する取組の一つとして、市民と研究者等との学術交流の機会を創出するため、積極的に学会の誘致活動を行った。2008（平成20）年度には、システム農学会春季大会を誘致するとともに開催を支援した。2010（平成22）年度は、「生き物文化誌学会えひめ西条例会」及び「2010年度日本菌学会菌類観察会（愛媛フォーレ）」の開催を支援した。

二つ目の主要な取組は、交流協定を結ぶ大学等から講師を招いての市民講座の開催である。市民大学講座との連携事業となる「西条未来づくり講座」を定期的で開催するほか、2011（平成23）年度には、京都大学大学院地球環境学堂との連携の下、「大学と地元高校生との交流講座」を石鎚ふれあいの里で開催した。

三つ目の取組は、学生との交流である。松山大学からは継続的にインターンシップ生の受入れを行っており、2013（平成25）年度には様々な起業家との接点づくりなどに功績があったということで同大学から表彰を受けた。2015（平成27）年度には4回の大学生バス研修を実施し、愛媛大学、松山大学から計約300人の学生が参加した。2018（平成30）年度には、産業情報支援センター内に、青山学院大学ビジネススクール伊予西条オフィスの開設を支援し、同ビジネススクールの学生ら10人が来西して地域研究に取り組んだ。後述する合宿都市構想でも、毎年多数の学生が本市に滞在し、スポーツ教室などを通して市民との交流を深めている。

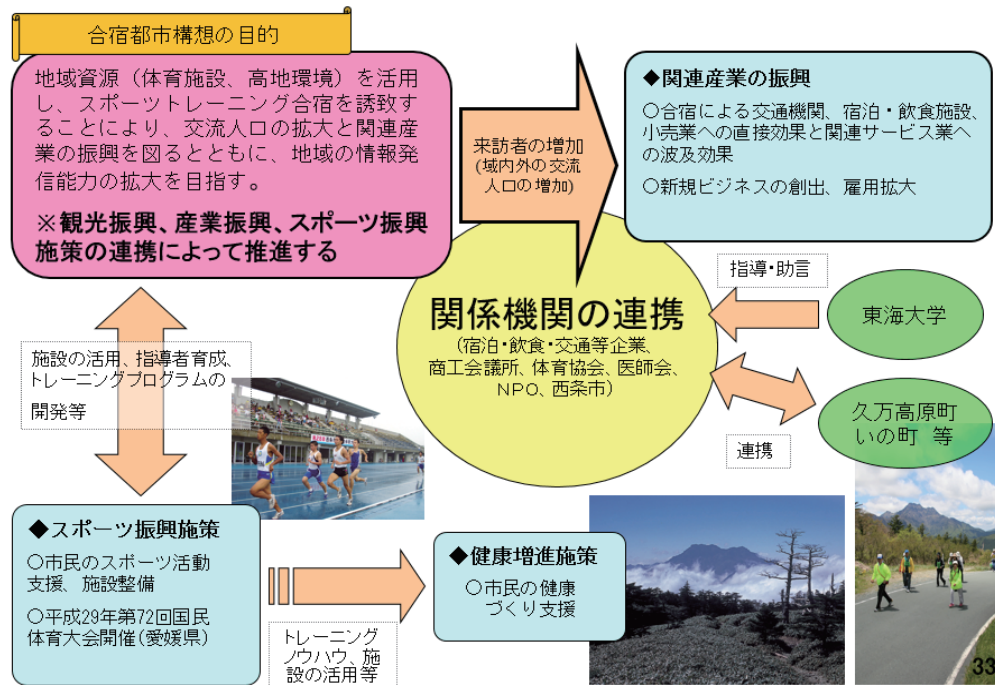
#### 4 合宿都市構想

2008（平成20）年5月、「西条市合宿都市構想基本計画」を策定した。合宿都市構想とは、石鎚山系の高地環境や体育施設などの地域資源を連携活用し、スポーツ合宿誘致のため各種取組を進めるもので、交流人口の拡大や関連産業による地域経済の活性化、来訪者との交流やノウハウ吸収による市民のスポーツ競技力向上、市民の健康増進等による継続的な地域の発展を目的とした。

計画では来訪者のニーズに対応した環境づくりや市民への利益還元、合宿環境を構築する上でのルールづくりを掲げた。

図表3-1-1 合宿都市構想イメージ

#### 合宿都市構想



資料：政策企画課

また、2009（平成21）年7月からは、国のふるさと雇用再生事業を活用して、西条商工会議所内に「西条合宿推進プロジェクト」を立ち上げ専門組織として合宿誘致に取り組んだ。

合宿都市構想によるこれまでの成果などについては、5編5章1節に記している。

## 5 高地運動教室・高地トレーニング

2006（平成18）年5月、東海大学スポーツ医科学研究所の寺尾保所長による、まちづくりセミナー「高地トレーニングを科学する」を開催した。これをきっかけに、同大学との教育・研究交流事業の実践プログラムである「石鎚山系を活用した高地トレーニング事業」の一環として、2017（平成29）年度まで高地運動教室を実施した。また、こうした高地環境は、これを観光資源として活用した石鎚元気ウォーキング大会の開催にもつながった（高地トレーニング、石鎚元気ウォーキング大会については、5編5章を参照）。

## 6 木製都市構想

木製都市構想とは、本市の最大の地域資源である水源の涵養、土砂災害の防止等といった森林の多面的機能の回復、再利用可能な森林資源を有効活用することによる循環型社会の実践を目的として、地元産材の積極的な利用等を推進する取組である。

2004（平成16）年の台風災害を教訓に放置された山林の活性化と木材利用の促進を図り、災害に強い森づくりを目指すため、2006（平成18）年度から現地にある木材と石を利用した木製ダムの設置を開始し調査研究を行った（8編3章3節、10編3章2節を参照）。

2007（平成19）年度には、木製ダムのほか、京都大学大学院地球環境学堂の指導を受け、間伐材を利用した震度7程度にも耐えられるという耐震木製構造物を、石鎚ふれあいの里に設置するとともに、木製シェルター等を製作するなどして活用の幅を広げた。

2011（平成23）年度からは、西条産材を使用した住宅等に対して補助金を交付するなど木材利用の促進を図っている。

2012（平成24）年2月には、新しいマーケットの開拓を目指し東京都港区と「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」に関する協定を締結した。

また、公共施設に対しても、合併後、新たに整備する建築物に関しては、西条産材中心の木材を優先して使用することとしており、木質化を進めている。

こうした取組が、現在、CLTなど新たな木質系材料の利用促進へとつながっている。

## 第2節 食品加工流通コンビナート構想

### 1 食品加工流通コンビナート構想

食品加工流通コンビナート構想とは、県下有数の規模を誇る第一次産業の振興策として、各産品に付加価値を付ける等、新たな総合産業の創出を目指した取組である。

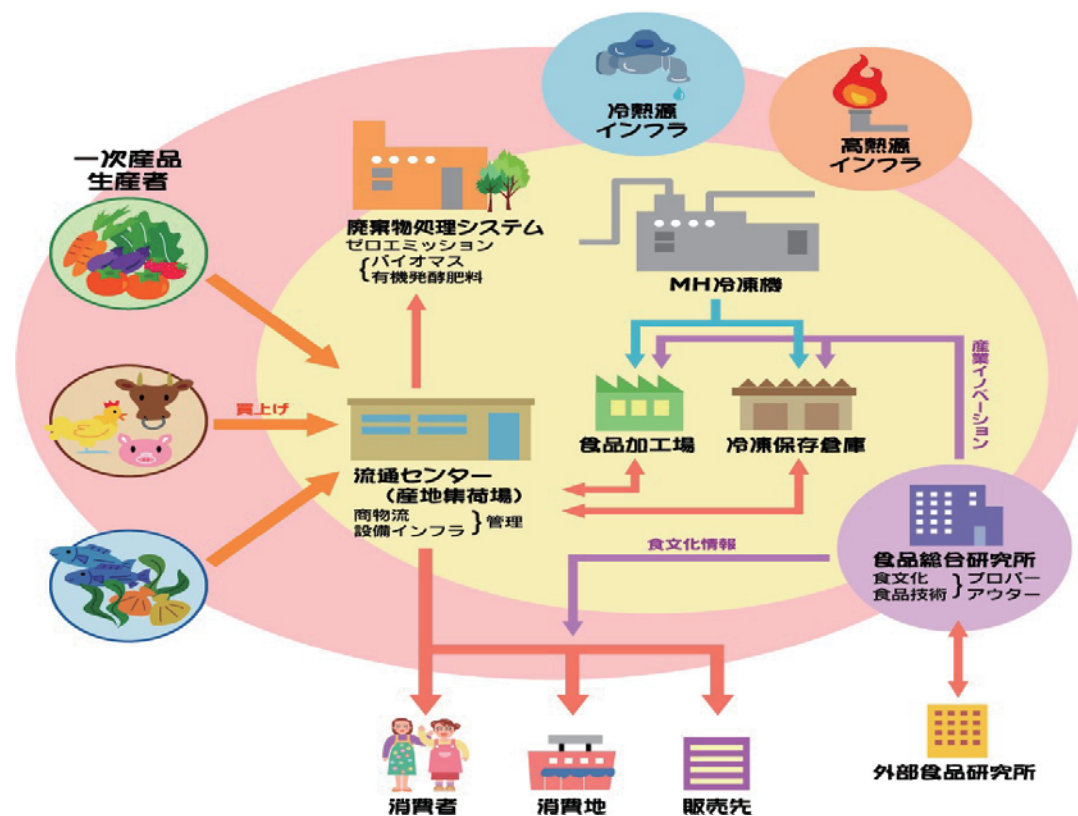
合併により誕生した本市は、石鎚山系を源とする豊富な水資源や肥沃な農地に恵まれた四国屈指の工業集積と広大な経営耕地を有しており、地下水や工場排熱等の地域資源を活用し、地域技術（水素エネルギー利用技術等）により、農水産業、食品製造業等の食料産業の集積を図ることを目指した。農水産業（1次産業）と製造業（2次産業）、流通業・サービス業（3次産業）の連携の下、食料産業クラスターの形成（6次産業化）を図る考え方である。

2005（平成17）年3月28日付で内閣府から地域再生計画の認定を受け、西条市食品加工流通コンビナート構想を策定した。

2005（平成17）年度に、地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置に係る支援措置を活用しつつ、産学官の有識者の提言をもとに2010（平成22）年度までを計画期間とした「構想実現に向けた産業振興戦略」をとりまとめた。

その後、同構想は、計画期間後、総合6次産業都市（後述）の実現に向けた取組へとつながっている。

図表3-1-2 食品加工流通コンビナート概念図



**地域の自立・自活に向けた先進的な取り組み**

- 農業生産者の意識を消費者ニーズに志向させる。
- 鮮度ある消費者ニーズの取得。
- 6次産業（農商工連携）化。
- 一次産業者の所得向上及び、消費者価格低減を両立。
- 特産品の発掘及び開発。

資料：産業振興課

**2 水素吸蔵合金・MH冷凍冷蔵システム**

水素吸蔵合金による冷凍・冷蔵システム（MHハイブリッド冷凍システム）は、2002（平成14）年度に旧西条市において当時連携を深めていた東海大学や榊西条産業情報支援センターとの間で、工場などから出る廃熱を温熱源、本市の豊富な地下水（うちぬき）を冷熱源に再利用して、冷凍・冷蔵エネルギーを生み出すことができるシステムとして、東海大学工学部の内田裕久教授から提案を受けて開発されたものである。

その後、2005（平成17）年度に市内の中小製造業者によって結成されたLLPトライアウトえひめが同システムを活用した冷凍機などを開発した。本市はこれを支援しており、廃熱を利用した省エネ型事業モデルの構築等をテーマとした地域省エネルギービジョンも策定した。

また、2007（平成19）年度からは、同システムの食料産業（施設栽培、陸上養殖）への活用についても東海大学と連携しながら研究開発を行い、いちごの栽培や陸上養殖設備を設置し、実証実験を行った。

その後、同システムを活用したクール・アースプロジェクトへと展開することとなった。

### 3 クール・アースプロジェクト

2009（平成21）年度から低炭素型社会の実現に向けた社会実証試験として「西条クール・アースプロジェクト」に取り組んだ。目的は、本来再生使用不可能と言われている低温工場廃熱を利用し、冷水（5℃）を製造する工業技術（MH冷水機の開発）と一次産業の新技术分野である植物工場及び陸上養殖を結びつける食料生産の新産業イノベーションである。MH冷凍装置を用いたMH冷水製造システムや太陽光発電システムを導入して、いちごの周年栽培とサツキマスの陸上養殖の試験研究を実施した。

いちごの周年栽培は、MH冷水製造システムの応用として、夏場でも冬場の作物が収穫可能なプラントで、日照条件などを変えながら、試験栽培を実施した。収穫期間の延長と早期育苗により周年栽培を実現し、「水素いちご」として商標登録も行った。

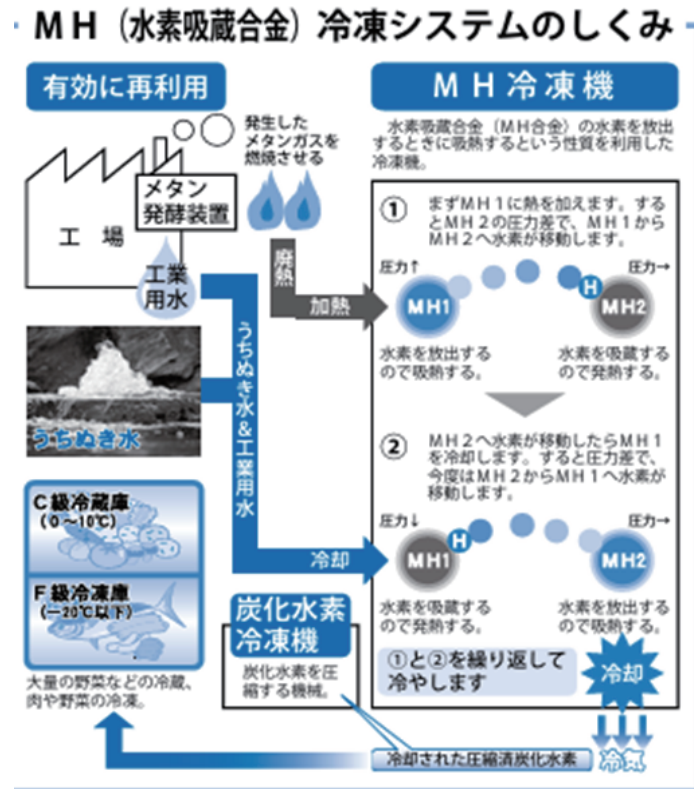
陸上養殖は、高水温への適応力が弱く養殖には水温を15～16℃以下に保つ必要があるサツキマスで行われ、システムの活用により電気代の8～9割が削減できるとともに飼育用水の循環利用により海洋循環に負荷をかけずに飼育が行われ、人工ふ化にも成功した。

この成果は、2010（平成22）年5月16日～21日にドイツのエッセンで開催された「第18回世界水素エネルギー会議」で発表し、世界各国の関係者から高い評価を受けた。

これら試験研究内容は検証を行い、その中で知的財産に関して高い評価が得られたことから、2012（平成24）年度に職務発明制度等の知的財産に関する制度の整備を行い6件の特許を出願した。

MH冷凍システムのしくみは図表3-1-3のとおりである。

図表3-1-3 MH冷凍システムのしくみ



資料：産業振興課

#### 4 総合食料産業技術懇談会

食品加工流通コンビナート構想を推進することを目的として、2005（平成17）年度に総合食料産業技術懇談会を設置した。2006（平成18）年1月から2012（平成24）年3月まで、計6回にわたり開催し、フィールド大学構想で連携する大学や関係企業・団体等各分野の研究者から同構想の推進施策や総合6次産業都市への取組方策などについて、多くの提言を得ている。

同懇談会は、その後、未来都市モデルプロジェクトの実証地域指定に伴い、2011（平成23）年度に設置した未来都市推進会議に受け継がれた。

## 第3節 総合6次産業都市

### 1 農業革新都市未来都市モデル

食品加工流通コンビナート構想で目指した1次産業から3次産業までを連携させた動きは新たな局面を迎える。

本市は、2011（平成23）年3月、日本経済団体連合会が民間主導の経済成長戦略として全国12の地域で推進する未来都市モデルプロジェクトにおいて、先進農業に関するプロジェクト実証地域として選定された。行政パートナーは、農業分野では全国唯一だった。同年8月、愛媛県庁で、プロジェクトを主導する住友化学㈱と本市が、互いに協力して取り組んでいくことを確認し、西条農業革新都市進出表明調印式を行った。

本市では、同プロジェクトの選定を契機に農業革新都市としての総合特区の申請を行うとともに、関係機関の出資により㈱サンライズファームや㈱サンライズ加工センターの設立が行われるなど、新たな形態での総合6次産業都市実現に向けた取組がスタートすることとなった。

### 2 総合特区

総合特区（総合特別区域）とは、国が地域限定で規制を緩和し、予算や税制の面でも優遇するもので、本市は2011（平成23）年12月22日に地域活性化を図る「西条農業革新都市総合特区」として指定を受けた。同総合特区は、四国一の経営耕地面積を誇る西条市全域を対象に、企業・地域農業者・行政が協同で農業活性化に取り組むもので、技術力や資金力を持つ民間企業と地元農業関係者との連携により、農業の生産から加工、流通までの一貫した流れを単一の地方都市へ集約した総合6次産業都市の実現を目指した。

総合6次産業都市の実現への取組としては、農産物加工、貯蔵、流通の主要機能を集約した「コア機能」、露地栽培と施設栽培のベストミックス体制を確立する「安定的生産機能」、農業人材や高度専門人材を育成する「専門人材育成機能」の3点の機能の確立を目指し、2011～2015（平成23～27）年度を計画期間として取組を行った。

この間、㈱サンライズ西条加工センターの開設支援や志河川ダム小水力発電における手続の規制緩和があった。計画期間満了時には、地域活性化モデルケースの選定や地域再生計画の認定により国からの支援が確保されていることや、TPP交渉の妥結もあり地域が主体的に規制緩和を国に提案する時期ではないとの判断から、継続申請は行わず2016（平成28）年4月1日付けで指定解除となっている。

図表3-1-4 総合6次産業都市全体像（イメージ）



資料：政策企画課（地域再生計画申請資料）

### 3 サンライズファーム

農業革新都市を目指す未来都市モデルプロジェクトの中核を成す事業として、2011（平成23）年8月に㈱サンライズファーム西条が設立された。同社は、経団連関係企業や市内J A、㈱西条産業情報支援センターなどの出資（資本金1億2,500万円）を受け、農作物の製造・販売を行う企業として設立された。プロジェクトの推進に向けて、神戸地区の農場15.6haにおいてレタスを中心とした葉物野菜の先進的栽培を行った。

2012（平成24）年度には、同社と香川高等専門学校が農業栽培技術の可視化に向けた共同研究を開始し、ほ場に環境データを計測するフィールドセンサーを設置するとともに、計測データや栽培記録などを分析し、栽培マニュアルを作成した。

こうした取組もあり2015（平成27）年度には、㈱サンライズファーム西条を含む市内の加工業務用野菜の栽培面積が45haとなった。

また、GPSトラクターや電子百葉箱、農作業技術動画のマニュアル化、ネットワークカメラによるほ場監視等、スマート農業の実証事業にも取り組み、情報共有することで地元農家の所得向上にも貢献した。

しかし、その後の売上高は当初の計画には届かず経営状況が厳しく、2022（令和4）年6月末に収穫作業が終わった後、同年9月末日で解散した。

### 4 サンライズ西条加工センター

2014（平成26）年2月、四国最大級のH A C C P基準を満たした農産物加工工場㈱サンライズ西条加工センターが設立された。同社は、西条農業革新都市の取組において、農産物の加工・流通の役割を担っており、経団連関係企業や市内J A、㈱西条産業情報支援センターのほか運送会

社や販売企業などからの出資（資本金1億3,800万円）を受け、販売側と産地側をつなぎ合わせる「マーケットイン」のしくみを目指し、同年秋から本格稼働した。

2016（平成28）年5月に増資され、カット機械の投入を行い、たまねぎ1,000t、レタス100t、キャベツ200t、にんじん200tを出荷、売上高1億8,000万円を記録し、2017（平成29）年度には3億5,000万円の売上となった。

また、近赤外光照射による鮮度保持、カメレオンコードを活用したトレーサビリティ確保等の実証実験とともに、作業工程の中で様々なデータの見える化が行われた。

同社についても、売上高が当初の計画には届かず経営状況が厳しく、2022（令和4）年9月末日に操業停止し解散した。

### 5 総合6次産業都市推進会議

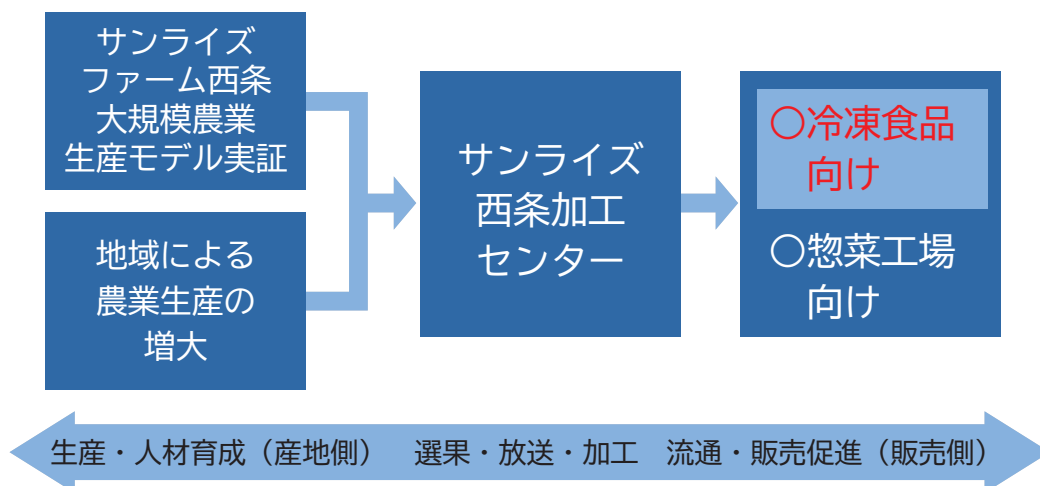
総合6次産業都市推進会議とは、総合6次産業都市の実現を目指して取り組んできた各種事業を新たな段階へ成長させるために、前述の総合食料産業技術懇談会及び未来都市推進会議を前身として、2012（平成24）年度に設置した有識者会議である。

2014（平成26）年2月に全国から有識者18人を招いて第1回総合6次産業都市推進会議を開催した。その後、農業、林業、水産業など分野ごとに分科会を設け、2015（平成27）年1月に地域再生計画として認定された「四国経済を牽引する『総合6次産業都市』推進計画」の推進について検討を加えるとともに、地域の課題を掘り下げ、助言をもらった。

なお、総合6次産業都市の推進に関しては、産学官連携事業を総合的に再編したことにより、2016（平成28）年度から新たに設立された西条市地域創生センターにその機能を引き継ぐこととなった。

図表3-1-5 サンライズファーム西条とサンライズ西条加工センター

### 【サンライズ西条加工センターの位置付け】



資料：農水振興課

## 第4節 西条市大阪事務所

### 1 開設の経緯

2006（平成18）年4月から西条産品の販路開拓の推進、食品加工など流通企業等の需要動向の把握、市場・消費者ニーズの把握など、関西圏における本市に必要な情報の発受信を行うことを目的に西条市大阪事務所を設置した。当時、10万人規模の自治体で都市部に単独で事務所を設置することは、例を見ない取組であった。その後7年経過し、一定の目的は達成されたと判断したことから、2013（平成25）年3月末に西条市大阪事務所を閉鎖した。しかし、当初の目的を再び実施する必要があると考えられたため、愛媛県大阪事務所付けとして業務を継続した。

2017（平成29）年4月、特産品等の域外販路拡大を推進するため、西条市大阪事務所を再設置した。

2020（令和2）年7月には、これまでの取組の中で関西圏における産品販路開拓は一定の成果を収めたことから、今後は本市最大の行政課題である人口減少に立ち向かうこととして、西条市大阪事務所を本市出身の若者のUターン促進の拠点としてリニューアルオープンした。人的なネットワーク構築などに取り組むことで、将来的な地元回帰、地元定着の流れを創出することとした。

その後、ターゲットを市内高校生にも拡大し、彼らが地元を離れるまでの間にシビックプライドの醸成を行い、本市出身の大学生を含めた若者のネットワークへの参画が期待されることから、活動拠点を本市に戻し、市内高校へのアプローチを強化することなどの理由から、2024（令和6）年3月末をもって市大阪事務所は廃止した。

### 2 活動内容

大阪事務所では、展示商談会への出展やマッチング支援、営業支援等を行うことで、市内事業者の実需獲得につなげ、地域産業の持続的な発展を図った。事業内容は、①地場産品の販路拡大、マッチング支援、②えひめ西条日本酒商談会の開催、③市内4酒蔵と流通・飲食関係（バイヤー等）との商談会、④外食産業フェアへの出展、⑤アグリフードEXPO大阪への出展などである。

2020（令和2）年7月、大阪事務所をリニューアルし、目的を潜在的Uターン移住者の発掘へ変更した。若者向けの西条市に関わるコミュニティを作り、オンラインイベントやセミナーなどを開催した。

2022（令和4）年度からは、大学生に対するUターン支援として次の3点を行った。

- ① 毎週木曜日のオンラインイベント…主に西条市出身の学生が集まり、テーマを決めてフリートークをする。就活のことだけでなく趣味や大学生あるあるなど、多彩なテーマを取り上げる。
- ② 学生生活や就職活動の個別相談…学生が大阪事務所のLINEに登録すると、学生生活や就職活動の相談ができる。
- ③ セミナーや交流の企画・開催

2024（令和6）年度からは活動拠点を本市に戻し、対象を全国の大学生及び市内高校生まで拡大して、就活セミナーの開催などを通じ、更なるネットワークの構築を推進している。

こうした活動には、市外に住む子どもを心配する親に安心してもらう目的もある。

### 3 SNS

本市出身の若者との関係構築を目的として、次のようなSNSアカウントを運用している。

#### (1) LINE

2020（令和2）年6月からLINEの運用を開始し、2025（令和7）年3月末現在の登録者数は217人である。

#### (2) インスタグラム

2023（令和5）年9月からインスタグラムの運用を開始し、2025（令和7）年3月末現在のフォロワー数は7,707人、2024（令和6）年度の投稿は167件である。

## 第5節 西条市地域創生センター

### 1 設置の経緯

2015（平成27）年3月に休館となった「ひうち会館」の改修工事を行い「西条市地域創生センター」として整備し、2016（平成28）年4月1日に開館した。

ひうち会館は、合併前の西条市において、西ひうちの土地分譲代金の余剰金を活用した立地企業の便益施設として建設し、2002（平成14）年度からは、普通財産としてひうち立地企業連絡協議会に貸付していた。

施設は、これまでのひうち地区に立地する企業とのネットワーク拠点としての機能を維持しながら、新たに大学など高等教育機関との連携拠点としての機能を加えて、産学官連携や人材育成に取り組む拠点施設として整備した。

本市には大学など高等教育機関の拠点がいないため、これまでは、全国各地の高等教育機関と教育研究交流協定を締結するなど、高等教育機関の拠点がいないデメリットを補う取組を進めてきたが、同センターの設立によって、連携を強化する高等教育機関の拠点を市内に設置することができた。

なお、西条市地域創生センターは、総合6次産業都市の実現を目指す上で重要となる専門人材育成拠点としても位置付け、2015（平成27）年1月に国から認定を受けた地域再生計画「四国経済を牽引する『総合6次産業都市』推進計画」では、大学と連携した拠点整備を重点施策として掲げており、整備には国の交付金も活用している。

### 2 地域創生イノベーション創出

市内の企業等が有するニーズと大学等が有する研究シーズ、西条市の政策課題との最適なマッチングを図り、企業等における事業活動の強化及び地域政策課題の解決を図ることを目的として、

2016（平成28）年度に地域創生イノベーション創出研究事業支援補助金の交付制度を創設した。

研究グループを組織して実施予定の研究事業に関する共同研究契約を締結している企業や大学等を対象として、産学官連携による体制を構築して取り組む研究事業を支援している。

### 3 地域創生教育研究活動推進

西条市地域創生センターでは、高大連携教育の推進、フィールドワーク活動の推進、インターンシップ活動の推進、大学院サテライト拠点の誘致などの地域創生教育研究活動の推進を行っている。

特にインターンシップ活動は、次代を担う地域産業人材の育成と位置付け、関係大学からの大学生のインターンシップ研修生を積極的に受け入れている。

### 4 産学官の共同研究

西条市地域創生センター内には、大学など高等教育機関との連携体制の下で地域創生のまちづくりを推進することを目的に、産学官連携研究室を設置している。

同センターの産学官連携研究室を活用し、2016（平成28）年7月、「愛媛大学地域協働センター西条」が開設された。

愛媛大学と本市は、2013（平成25）年11月に連携協定を締結し、2015（平成27）年11月には、「西条市の地域創生まちづくりの実現に向けた覚書」を交わしており、愛媛大学の同センター設置は互いの協力関係をより密にするものだった。

愛媛大学地域協働センター西条では、本市や周辺地域における産業、文化、自然の特徴及び地域からのニーズに対応して愛媛大学の多くの教員が携わり、地域と協働した活動を展開している。

### 5 地域研究活動

西条市地域創生センターでは、地域創生推進事業の一環として、滞在型地域研究活動の誘致に取り組んでいる。西条市内でフィールドワーク、ゼミ合宿、学会開催などの研究活動、インターンシップや事業研修、論文作成などの滞在型研究、大学など研究機関との連携によって市内企業の事業活動支援に取り組む人を対象に、センター内に滞在室を設置しており、最短で1泊2日から最長で1年間までの滞在を受け入れている。

### 6 高大連携

西条市地域創生センターでは、高校生が大学をより身近な存在とすることができるようにするため、市内の高等学校と大学が連携して実施する高大連携教育にも取り組んでいる。

図表3-1-6 西条市地域創生センターの事業イメージ



資料：政策企画課

## 第6節 スマートシティ西条

### 1 スマートシティの構築、運用

本市では、ICT活用による業務の効率化と市民サービス向上を目的として「スマートシティ西条」の実現を宣言し、2017（平成29）年度にその構想を固めた。

2018（平成30）年度からはスマートシティ西条の構築に向け、トライアル事業や関連事業として幅広く事業を企画・選定し、3年間程度実施することでその効果を検証し、継続の可否を判断しながら各種事業を実施している。

なお、2022（令和4）年度からは、同様の効果が期待できることから国家戦略として取組が始まったDXの推進に事業内容を移行している（DXの推進については、2編11章を参照）。

トライアル事業及び関連事業は図表3-1-7のとおりである。

図表3-1-7 スマートシティ西条 トライアル事業及び関連事業 一覧

第1弾（H30年度稼働分）：10事業	
① わくわく健康ポイント事業（R6年度で終了）	⑥ コミュニケーションロボットを活用したゆるやかな高齢者への見守り支援事業（R3年度で終了）
② 成人健康診査予約システム	⑦ IoTとAIを活用したタマネギの高品質管理技術の研究（R1年度で終了）
③ 子育てモバイルサービス事業	⑧ 排水機場等水位監視（実証事業）（R1年度で終了）
④ 聴覚障がい者支援用タブレット設置（R2年度で終了、Web会議システムに包含）	⑨ 国保保健指導事業
⑤ スマートフォンを活用したゆるやかな高齢者への見守り支援事業（R2年度で終了）	⑩ ICTを活用した教育分野の情報化（ICTを活用したスマートスクール実証事業*を展開） *R1年度で終了
第2弾（R1年度稼働分）：8事業	
① 保育業務支援システム	⑤ ごみ分別促進アプリ
② 医療機関・介護サービス事業所情報提供シス	⑥ 基幹系システムのプライベートクラウド化（R1年度で完了）
③ RPA導入推進事業	⑦ 本庁無線LAN導入（R2年度で完了）
④ ICTを活用した農業施策への補助金	⑧ 被災者生活再建支援システム構築事業（R2年度で完了）
第3弾（R2年度稼働分）：4事業	
① 自治体サービスプラットフォーム実証事業	③ スマート農業実証事業（R3年度で終了）
② AIを活用したケアプラン作成（R3年度で終了）	④ 業務改善への取組（ペーパーレス、Webワーク、その他取組）

資料：ICT推進課

スマートシティ西条の実現は、ICTの積極的な活用によって、若い世代が「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくり、幅広い世代が安全・安心に住めるまちづくりを目指すものである。2018（平成30）年度には「健幸都市」を目指す第一歩として、健康寿命の延伸などを目的にICTを活用した「わくわく健康ポイント」事業を開始した。また、高齢者が安全・安心に住み続けられるしくみ作りの一環として、ICTを活用した2種類の高齢者の見守りシステム（ゆるやかな高齢者見守り支援事業）を試験的に導入した。

教育分野でも、市内小中学校の全教室への電子黒板・デジタル教科書の配備、教育系システムのクラウド化・テレワーク化、遠隔合同授業を実施し、「2018日本ICT教育アワード」を受賞した。同年度には教職員1人当たり年間162時間の省力化を実現している。

#### （1）わくわく健康ポイント事業

活動量計やスマートフォンアプリを活用し、ウォーキングや健康セミナーへの参加、健康診断受診等により商品券等と交換可能なポイントを付与する事業であり、市民の健康意識や運動継続意欲の向上を図り、生活の質（QOL）改善と健康寿命の延伸を目指した。満30歳以上の市民が対象者である。

図表3-1-8 わくわく健康ポイント事業



資料：健康医療推進課

#### (2) 成人健康診査予約システム導入事業

健康診査やがん検診等の予約を、従来の電話予約及び窓口予約に加え、Web上でも予約申し込みができるよう、成人健康診査予約システムを導入した。

#### (3) 子育てモバイルサービス事業

スマートフォンやタブレットで、妊婦や子育て中の保護者に向けた情報発信、予防接種や健診等のスケジュール管理機能等、きめ細かなサービスを手軽に入手できるしくみを構築した。

#### (4) 保育業務支援システム

公立保育所・認定こども園におけるICT化を推進することで、保育士の業務効率化及び負担の軽減を図り、保育に専念できる環境作りを行った。公立保育所でICTを活用した保育業務支援システムを導入するのは、愛媛県内では初めてだった。対象施設は公立保育所（7か所）、公立認定こども園（3園）。ノートパソコンやタブレットを利用し、園児の情報や発達記録をデータベースで共有することにより、①登降園や、年間・月間・週間指導計画等の書類の連動により、保育士の業務効率化・負担軽減、②行事の予定変更時や災害時の一斉メール配信による保護者との迅速な連携体制、③ノウハウの蓄積による指導・保育内容のレベルアップ、④更新データによる制度改正時の迅速な対応を実現した。なお、データは何重ものセキュリティ対策を施したデータセンターで管理している。

### (5) 自治体サービスプラットフォーム事業

自治体サービスプラットフォーム事業とは、移住・定住促進事業（関係人口を起点とした転職・起業等の新たな人生チャレンジを応援するプラットフォーム事業）とともに、住民活動促進と経済活性化を目的とした市民参加型の協働のまちづくり事業である。市民活動、地域貢献活動などの様々な活動に対して西条市オリジナルの地域ポイント「LOVE SAIJOポイント」を付与し、「地域に根ざした消費活動」に繋げることで、住民活動の促進と地域経済の活性化の実現を目的とした。

2020（令和2）年度、自治体サービスプラットフォームの環境整備を完了し、LOVE SAIJOポイント利用による地域活性化実証事業を開始した。この事業は、ポイント付与による健康行動の促進効果を検証するとともに、健康ポイントを市内で活用するためLOVE SAIJOポイントに交換し、市内店舗でのポイントの利用効果を検証したものである。

自治体サービスプラットフォーム事業の総利用者数（個人）は、2024（令和6）年度末現在4万6,550人となっている。

## 2 スマートフォンを活用したゆるやかな高齢者への見守り支援事業 （見守りサポーター）

小型タグを身につけた高齢者が、見守りアプリをインストールしたスマートフォンを持つ地域住民や受信装置を設置したスポットに近づくことで、高齢者の位置情報を自動的に把握できるシステムを構築した。これにより、警察、消防だけでなく、スマートフォンを活用した搜索支援が可能となり、認知症高齢者の外出時の安全・安心を確保できる。受信装置設置箇所は東予西、河北中学校区内の公共施設等。対象者数は10人程度。

## 3 コミュニケーション・ロボットを活用したゆるやかな高齢者への見守り支援事業 （AIロボット）

高齢者と家族のつながりを支援するため、高齢者と市外・県外在住の家族とのコミュニケーション・ツールとして、ロボットをインターフェースとした、ゆるやかな高齢者への見守りシステムを構築した。ロボットは、①定期的に本人の写真を撮影して家族へ送信、②家族からのメールや画像が送られてきたことを音声で知らせ、③あいさつをしたり、天気などの質問に答えたりする。また、緊急時に家族が遠隔操作で部屋の写真を撮影して送信することもできる。設置台数10台。

## 4 テレビ電話による手話通訳窓口サービス

障がい者支援事業として、手話通訳支援用のタブレットを設置した。耳の不自由な人が来庁した場合、本庁福祉課の手話通訳者を呼び出し、遠隔手話が可能なタブレット端末を通して窓口での円滑なコミュニケーションを図る。タブレットは本庁と各総合支所（当時）に1台ずつ導入した。

## 第7節 SDGs

### 1 SDGs未来都市

本市は、急速な人口減少・少子高齢化の進展、山林の荒廃、石鎚山系の生態系危機、地下水環境の悪化などの深刻な課題を抱えるようになり、いかにして持続可能な形で地域社会を将来世代に受け継いでいくかが大きなテーマとなっていた。

こうした中、本市の持続可能なまちづくりが評価され、2021（令和3）年5月21日、SDGs達成に積極的に取り組むまちとして内閣府から「SDGs未来都市」に選定されるとともに、先駆的な取組として「自治体SDGsモデル事業」に選定された。

「自治体SDGsモデル事業」は、市民や関係人口を含む多くの活動人口（ヒト）と地域の持続化を図るための取組（活動）が自律的に循環するしくみを創生するものであり、第2期西条市総合計画後期基本計画で掲げた「みんなで実現しよう！持続可能な西条市」の具体化が始まった。また、国と連携しながら、2021（令和3）年8月に、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3か年計画により、持続可能な開発目標（SDGs）の理念に沿った取組を推進し、環境・社会・経済の三側面で新しい価値を創造することでSDGsの実現を目指す西条市SDGs未来都市計画を策定した。

その後、2024（令和6）年度に計画期間を1年間延長した後、2025（令和7）年3月に、西条市第2期SDGs未来都市計画を策定した。

### 2 SDGs未来都市推進体制の構築に係る包括連携協定

本市は、SDGs未来都市に選定されたことを受け、まちづくりの基本方針として「みんなで実現しよう！持続可能な西条市（西条市SDGsの推進）」を達成目標に掲げ、市内外の企業や各種団体と公民連携によるまちづくりを推進するプラットフォームの構築に取り組んだ。プラットフォームの構築に当たり、実施体制の構築・運営に強力に取り組むため、2022（令和4）年1月25日に、西日本電信電話㈱四国支店、㈱伊予銀行、㈱愛媛銀行及び㈱西条産業情報支援センターと共に「SDGs未来都市推進体制の構築に係る包括連携協定」を締結し、関係各社が緊密に連携・協力することとなった。

（取組内容）

- ① 西条市SDGs推進協議会の設立に関すること
- ② 西条市SDGs推進協議会の組織拡大および運営自立化に関すること
- ③ 他地域における先進事例の情報収集に関すること
- ④ その他連携・協力が必要な事項に関すること

### 3 西条市SDGs推進協議会設立

前述の包括連携協定締結を受け、西条市SDGs未来都市を推進することを目的に同日付で任意団体として西条市SDGs推進協議会を設立した。

本協議会は、本市におけるSDGs未来都市の実現に向けた取組の推進や、SDGsの達成に向けた普及啓発などを事業内容に掲げ、初代の会長に愛媛大学副学長（愛媛大学SDGs推進室長）、副会長に西条市長が就任した。

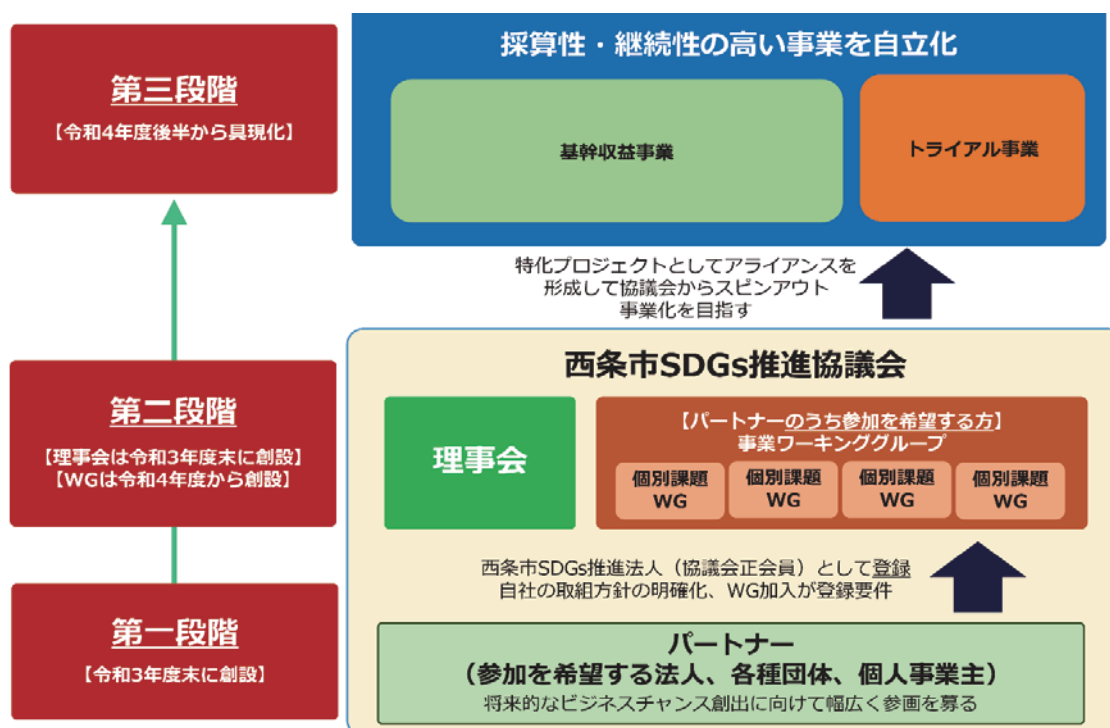
本協議会による取組のうち、特徴的なものとして事業推進ワーキンググループ制度が挙げられる。本制度は、課題解決に取り組む企業や各種団体が互いの強みや資源を活かしながら公民連携で地域課題の解決に取り組むためのしくみとして構築された。具体的な活動としては、地域の企業や団体が見守りを必要とする高齢者を訪問する高齢者見守り活動や、市内医療機関とドラッグストアが連携したコミュニティナース活動など、幅広い分野にわたって活動が展開されている。

また、LOVE SAIJOポイント及びSDGsメーターの管理運営に関する業務を受託しており、これらのシステムを活用しながら公民連携による持続可能なまちづくりを推進するためのプラットフォームを形成する役割も担っている。

なお、設立当初は任意団体であったが、組織の透明性と信頼性を高めるとともに、安定した運営と活動の拡大によって各種課題解決に向けた取組を更に推進するため、事業活動開始後1年となる2023（令和5）年2月に一般社団法人化した。

本協議会の事業推進スキームは図表3-1-9のとおりである。

図表3-1-9 西条市SDGs推進協議会 事業推進スキーム



資料：未来共創課

#### 4 SDGsメーター・LOVE・SAIJOポイント本格運用開始

2022（令和4）年5月、本市はLOVE SAIJOプラットフォームアプリ（prairie）を活用したLOVE SAIJOポイントとSDGsメーターの本格運用を開始した。

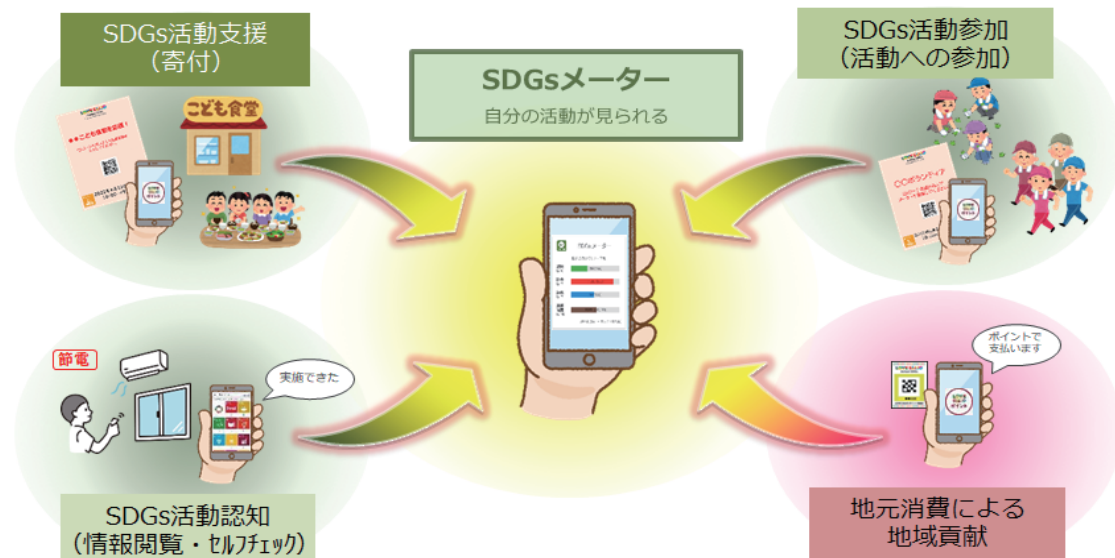
LOVE SAIJOポイントとは、本市が西条市SDGs推進協議会に運営を委託する西条市の地域ポイントサービスである。誰でもポイントを使ったり貯めたりすることができ、地域消費の拡大のみならず、SDGsの達成に向けた取組を活性化させる役割を果たしている。付与されたポイントは、市内のポイント取扱店において1ポイント=1円で商品やサービスの支払いに利用できる。

LOVE SAIJOポイントを活用した取組として、ポイント取扱店においては、SDGsの達成に向けた独自の取組をキャンペーンとして実施し、参加した消費者にポイントを付与することでSDGsの推進に貢献した。主なキャンペーンとしては、エコバッグを持参した人にポイントを付与する「エコバッグご利用キャンペーン」や、スポーツ用品の修理費用に対しポイントを還元する「スポーツ用品を修理してリユースキャンペーン」などが挙げられる。

また、行政においては、上記ポイント取扱店のキャンペーンに対するポイント原資支援や消費活性化を目的としたポイント還元事業のほか、生ごみ処理機や省エネ家電の購入者に対するポイント付与といった事業を展開することによって、SDGsの達成に向けて取り組んだ。

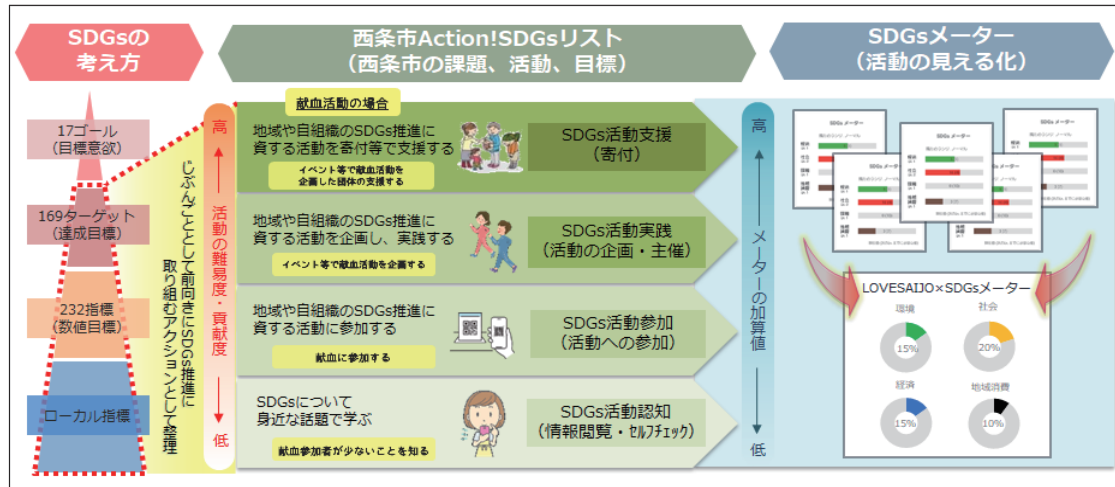
SDGsメーターとは、本市の地域課題をまとめた「西条市Action! SDGsリスト」を解決するSDGsの取組と連動しており、地域全体と個々のアプリユーザーの貢献度を可視化するシステムとなっている。SDGsの取組に参加した結果が「環境」「社会」「経済」「地域消費」の4種類のメーターに反映されるため、可視化された貢献度を確認しながらバランスよくSDGsの取組を活性化させることを目的としている。

図表3-1-10 SDGsメーター



資料：未来共創課

図表3-1-11 西条市Action!SDGsリスト



資料：未来共創課

### 5 地域デジタル化の推進による持続可能都市西条2050実現に向けた連携協定

本市の未来予測と施策の方向性を検討する中で、独自に2065（令和47）年までの将来人口推計や老年人口指数を算出したところ、2050（令和32）年頃までは人口減少に伴い地域経済や福祉に影響を及ぼす老年人口指数の上昇が著しく、その後変化が落ち着くということが推測できた。

このことから、人口構成の変化が落ち着く2050（令和32）年を見据えまちづくりに取り組むことが持続可能な西条市の実現に向けた重要な要素であると考え、人口減少・少子高齢化に伴う急速な社会環境の変化に備え、デジタル技術を活用した新たな構想として「持続可能都市西条2050」を推進することとした。

構想の実現に向けて取組の中核を担う（一社）西条市SDGs推進協議会、地域課題解決型ITベンチャーとして各種システムの開発を担う㈱LAL及び親会社となる㈱ミラボと本市は、2023（令和5）年2月2日に「地域デジタル化の推進による持続可能都市西条2050実現に向けた連携協定」を締結した。この連携協定を基に、構想の実現に向けた柱となるデータ連携基盤（持続可能都市クラウド）の開発・運用、さらに、市民一人ひとりのライフステージや環境に応じた「共助」サービスの新規創設などに取り組んだ。

（取組内容）

- ① 持続可能都市クラウド（LOVESAIJOプラットフォーム）の開発および運用に関すること
- ② LOVESAIJOポイント制度の運用に関すること
- ③ ベーシックライフサービスの開発および提供体制の構築に関すること
- ④ 西条市発スタートアップ・エコシステムの形成に関すること
- ⑤ その他持続可能都市西条2050の実現に資する事業の推進に関すること

## 6 持続可能な地域づくりを共創するための包括連携協定

2023（令和5）年2月8日、本市は、「共創による持続可能な地域づくり」の実現を目指し、アサヒグループジャパン㈱と「持続可能な地域づくりを共創するための包括連携協定」を締結した。

この協定は、1998（平成10）年に四国初の本格ビール工場として本市で操業を開始しながらも2023（令和5）年1月末に操業を終了したアサヒビール㈱四国工場のご縁を引き継ぐ形で、アサヒビール㈱を傘下にもつアサヒグループジャパン㈱と締結したものである。西条市産木材を使用したエコタンブラー（森のタンブラー）の開発やサステナブルツアーの開催などを通して、水源地となる森林の保全や地域経済の活性化に向けた取組など、SDGsの達成に向けた活動を行うこととなった。

（連携項目）

- ① 持続可能な地域づくりに資する地域経済の活性化及び普及啓発に関する事項
- ② カーボンニュートラルの推進に関する事項
- ③ ごみの減量やリサイクル等に関する事項
- ④ フードロスの削減に関する事項
- ⑤ 石鎚山をはじめとした本市の森林・水資源の保全に関する事項
- ⑥ その他地方創生、SDGsの推進に関する事項

## 第8節 西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設

### 1 整備の経緯

本市は、合併により同規模の自治体に比べて、所有する公共施設の数が増え、機能的に重複した施設が複数存在することになり、さらに、施設自体の老朽化が進んでいた。また、人口減少による市税収入の減少、高齢化社会の進展に伴う扶助費等の義務的経費の増大などにより厳しい財政状況が見込まれ、公共施設の更新費用を、いかに適正な水準に抑えていくかが喫緊の課題となっていた。

市内中心部には、西条市こどもの国、西条市産業情報支援センター、西条市市民活動支援センター、西条児童館の四つの公共施設があった。これら施設の再編を目的として、西条市こどもの国を改修し、2022（令和4）年7月に、ひと・夢・未来創造拠点複合施設として整備した。改修に伴い、西条市産業情報支援センターと西条市市民活動支援センターを施設内に移転し、旧こどもの国の児童機能（ゆうぎ室・図書室）を新たに建て替えられた西条児童館に集約した。

ひと・夢・未来創造拠点複合施設は、産業振興、市民活動支援や移住推進、シティプロモーション推進を加えた政策間連携を図ることで、移住者やUターン人材を含む市民による新たなチャレンジの支援や、イノベーションの創出に取り組むための拠点としても位置付けることとした。こうして、本市で初めての大規模複合施設を整備することになった。

## 2 整備の内容

2020（令和2）年度に、ひと・夢・未来創造拠点複合施設の整備（こどもの国の改修）に係る設計を行った。2021（令和3）年度に改修工事を行い、2022（令和4）年7月1日に開館した。

愛称は、2021（令和3）年10月の募集で寄せられた680作品から「SAIJO BASE」と決定した。

SAIJO BASEは、市民の交流と新たなチャレンジを応援する複合施設として、子どもから社会人・高齢者まで、個人から法人企業・市民団体まで、みんなが地域を知り、地域の人々と交流できる多世代・多目的の複合施設である。

館内には、西条市産業情報支援センター、西条市市民活動支援センター、移住コンシェルジュ、西条市国際交流協会が入った、また、市民や市民団体、企業などが交流したり打ち合せや仕事、学習などに利用できる交流チャレンジスペース（カフェ併設）、市指定有形民俗文化財のだんじり・みこしのほか、祭りに関する実物資料などを展示した展示スペースもある。その他、イベントや講演会にも利用可能な会議室・研修室などがある。

翌7月2日には、オープニングイベントとして、キッチンカー、多目的室でのプラネタリウム、世界の民族衣装の展示（国際交流協会）、お寿司ライジャケを着てみよう体験などを行った。

## 3 活動状況

SAIJO BASEの特徴は、①全館フリーWi-Fi完備、②各エリア飲食可能、③個人学習で使用可能（全29席）、④多様な部屋、⑤小さな子どもとでも利用可能、⑥多種多様な展示物である。

また、毎月第4日曜日を「SAIJO BASEの日（マルシェ）」として、様々なイベントなどを行っている。

2024（令和6）年度までの施設利用状況は、図表3-1-12のとおりである。

図表3-1-12 ひと・夢・未来創造拠点複合施設利用状況

年度	R4	R5	R6
利用件数(件)	547	914	1,066
利用者数(人)	13,775	31,340	30,327

資料：産業振興課

## 第2章 地域振興

### 第1節 自治会

#### 1 自治会の運営

自治会は、一定の地域内に住む人々が、自主的に構成する任意の団体である。日常生活の中での様々な問題を解決し、住民同士が協力・連携して自分たちのまちを住みやすくしていくことを目的としている。2024（令和6）年6月1日現在、西条市連合自治会には516の単位自治会が加入している。自治会は地域で安全・安心に暮らしていくために重要な役割を担っているが、一方で、解散や加入率の低下が大きな課題となっている。

本市では、こうした課題に対応するため、2016（平成28）年3月24日に、本市と西条市連合自治会、西条宅建協会、周桑宅建協会の4者で「西条市における自治会加入促進に関する協定」を締結した。この協定により、市役所の窓口や西条宅建協会と周桑宅建協会の会員である不動産会社の店舗などで、新規転入者や住宅購入者などに対して、自治会加入の案内チラシを配布するなど、加入促進への働きかけを行っている。

しかしながら、自治会加入率の低下には歯止めがかかっている。

西条市連合自治会の自治会加入世帯数の推移は図表3-2-1のとおりである。

図表3-2-1 西条市連合自治会の自治会数、加入世帯数の推移

区分・地区/年度	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2	R4	R6	
自治会数	西条	379	374	372	371	369	368	364	360	353	348	339
	東予	112	114	114	114	122	122	123	122	121	118	118
	丹原	30	31	31	32	32	32	32	32	32	32	32
	小松	27	27	27	26	27	27	27	27	27	27	27
	計	548	546	544	543	550	549	546	541	533	525	516
住基世帯数	西条	23,823	24,569	24,947	25,404	25,824	26,015	26,286	26,423	26,562	26,804	26,689
	東予	13,014	13,147	13,282	13,462	13,569	13,663	13,740	13,798	13,791	13,780	13,690
	丹原	5,001	5,139	5,191	5,319	5,364	5,372	5,358	5,333	5,299	5,262	5,125
	小松	3,815	3,818	3,842	3,879	3,942	3,934	3,922	3,938	3,881	3,817	3,752
	計	45,653	46,673	47,262	48,064	48,699	48,984	49,306	49,492	49,533	49,663	49,256
加入世帯数	西条	16,994	17,168	16,838	16,366	16,036	15,890	15,635	15,401	14,876	14,380	13,559
	東予	10,207	10,185	10,188	10,110	9,986	9,801	9,712	9,490	9,330	9,029	8,589
	丹原	4,546	3,919	4,162	4,172	4,236	3,848	3,797	3,696	3,548	3,583	3,500
	小松	3,013	3,149	3,156	2,853	2,823	2,734	2,671	2,593	2,531	2,440	2,284
	計	34,760	34,421	34,344	33,501	33,081	32,273	31,815	31,180	30,285	29,432	27,932
自治会加入率	西条	71.33%	69.88%	67.50%	64.42%	62.10%	61.08%	59.48%	58.29%	56.00%	53.65%	50.80%
	東予	78.43%	77.47%	76.71%	75.10%	73.59%	71.73%	70.68%	68.78%	67.65%	65.52%	62.74%
	丹原	90.90%	76.26%	80.18%	78.44%	78.97%	71.63%	70.87%	69.30%	66.96%	68.09%	68.29%
	小松	78.98%	82.48%	82.14%	73.55%	71.61%	69.50%	68.10%	65.85%	65.22%	63.92%	60.87%
	計	76.14%	73.75%	72.67%	69.70%	67.93%	65.88%	64.53%	63.00%	61.14%	59.26%	56.71%

\*1 H16年度は11月30日、H18年度は3月1日、H20年度は8月1日、その他の年度は6月1日現在

資料：市民協働推進課（事務報告書・一）

広聴事業として、市と西条市連合自治会との共催によるタウンミーティングを開催し、地域課題等のテーマに基づく意見交換を行っている。

市の自治会活動への支援制度は図表3-2-2のとおりである。

図表3-2-2 市の自治会活動への支援

支援制度名称	対象	内容	形態
自治会活動費補助金	活動	連合自治会活動	補助金
コミュニティ施設整備事業費補助金	集会所	新築、改修、物品購入	補助金
コミュニティ施設整備事業費補助金	放送設備	新設、修繕	補助金
コミュニティ施設整備事業費補助金	掲示板	新設、修繕	補助金
コミュニティセンター助成事業補助金	集会所	新築	補助金
一般コミュニティ助成事業費補助金	備品、放送設備	新規整備	補助金
地域一斉清掃に対する支援	活動	一斉清掃	物品等
資源リサイクル活動奨励補助金	活動	資源リサイクル活動	補助金
ごみステーション設置事業費補助金	ごみステーション	新規設置、修繕	補助金
地域住民グループ支援事業	高齢者	介護予防	委託料
防犯灯補助金	防犯灯	維持	補助金
墓地施設整備事業補助金	墓地	道路整備、災害復旧	補助金

資料：市民協働推進課

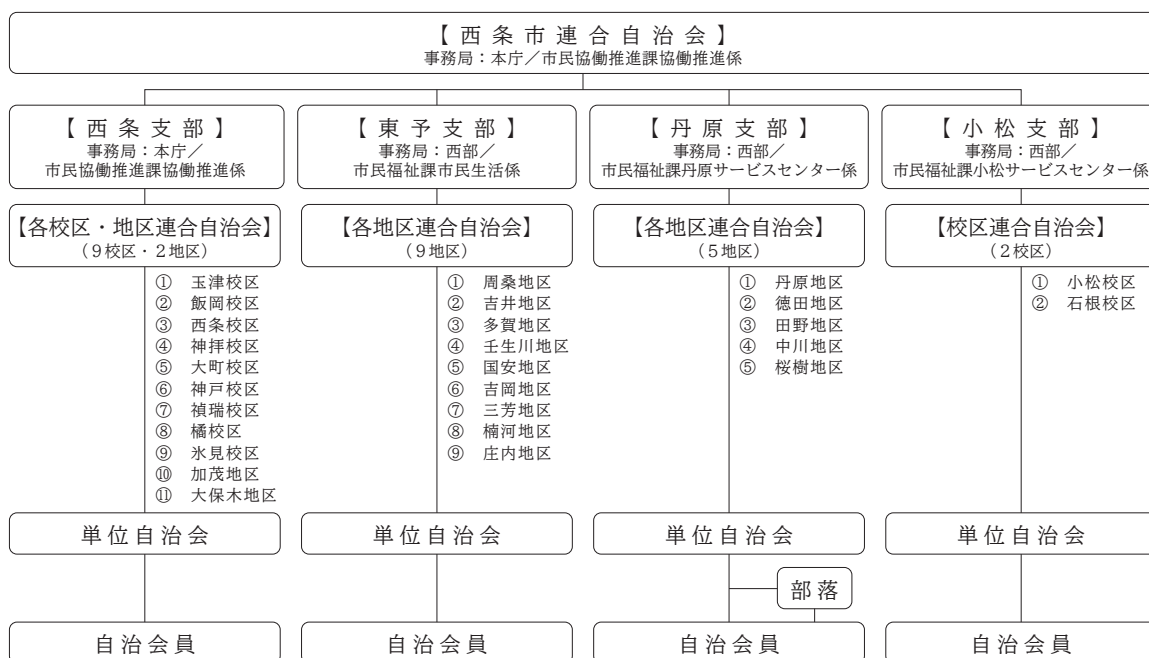
## 2 西条市連合自治会

2005（平成17）年、住民の自治活動の向上発展に努め、関係行政機関との連携を図るとともに、各自治会長の相互の連絡を密にし、地域住民の福祉の向上と豊かな地域社会づくりに寄与するため、西条市連合自治会が設置された。同連合自治会では、自治会活動の充実を図るため、研修会の開催、自治会報の発行、自治会加入促進活動などを行っている。

同連合自治会は、旧2市2町単位で支部を構成するとともに、市内27の校区（地区）連合自治会により構成されており、校区（地区）連合自治会は各校区（地区）内の単位自治会を統括し、地域の公民館や小中学校、関係団体等と連携しながら地域の実情に応じた自治活動を展開している。

同連合自治会の組織体系は図表3-2-3のとおりである。

図表3-2-3 西条市連合自治会の組織体系



資料：市民協働推進課

### 3 認可地縁団体

1991（平成3）年の地方自治法の改正によって導入された認可地縁団体制度の活用により、団体の活動や組織に対する信頼性、信用性を向上させる取組を行っている。認可地縁団体については、自治会等が市町村長から認可を受けることによって法人格を取得し、土地、集会所等の不動産を自治会等の名義で登記することが可能となる。また、2021（令和3）年に地方自治法が一部改正されたことにより、不動産等の保有（保有予定）の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うことを目的として認可を受けることができるようになった。

2025（令和7）年3月末日現在、市内には106の認可地縁団体がある。

認可地縁団体許可数の推移は図表3-2-4のとおりである。

図表3-2-4 認可地縁団体認可数の推移

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認可数	2	2	2	5	2	4	7
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
認可数	4	8	2	4	4	7	6
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
認可数	12	3	0	2	1	3	3

資料：市民協働推進課（事務報告書・一）

## 第2節 コミュニティ施設

### 1 コミュニティ施設整備費助成

集会所の整備等に対しては、合併後、コミュニティ施設整備事業費補助金として交付を行い支援している。交付対象となるのは、集会所の新築や改修、設備整備、放送設備等の整備である。

また、新型コロナウイルス対策事業として、一時的に集会所の空調設備の整備に対しても補助を行った。

集会所の整備状況は図表3-2-5、コミュニティ施設整備事業の推移は図表3-2-6のとおりである。

図表3-2-5 集会所の整備状況（コミュニティ施設整備事業）

年度	地区	施設名	構造		延床面積 (㎡)
H16	丹原	西川根集会所	木造	平屋建	73.10
	西条	古川集会所	木造	2階建	155.67
	東予	長田集会所	木造	2階建	115.02
H17	西条	東大道集会所	木造	平屋建	59.92
	丹原	中長野集会所	木造	平屋建	94.85
H18	西条	上神拝集会所	木造	2階建	192.68
	東予	大新田集会所	木造	平屋建	112.81
	西条	川原町集会所	木造	平屋建	83.08

H19	西条	ひうち夢タウン集会所	木造	2階建	126.0
	東予	貝田集会所	木造	平屋建	81.00
H20	丹原	徳能集会所	木造	平屋建	171.32
H21	西条	藪の内集会所	木造一部鉄骨	平屋建	96.40
H22	丹原	馬場集会所	木造	平屋建	102.14
H23	西条	北町集会所	木造	平屋建	69.78
H24	東予	新市集会所	木造	平屋建	197.64
H25	東予	栄町集会所	木造	2階建	165.2
H26	西条	下町南集会所	木造一部鉄骨	2階建	129.76
	小松	明穂集会所	木造	平屋建	114.91
H27	西条	都町集会所	木造一部鉄骨	2階建	98.70
H28	西条	禎瑞中組集会所	木造	平屋建	130.41
H29	西条	朔日市西集会所	木造一部鉄骨	2階建	152.06
R1	西条	北浜連合自治会集会所	木造一部鉄骨	2階建	165.4
R2	西条	天皇自治会集会所	木造	平屋建	130.01
R3	西条	上の川自治会集会所	木造	2階建	103.71
R4	西条	喜多川中自治会集会所	木造	平屋建	88.58
R5	西条	駅前二区北自治会集会所	木造	2階建	75.04
R6	西条	明神木自治会集会所	木造	平屋建	130.83

資料：市民協働推進課（事務報告書・一）

図表3-2-6 コミュニティ施設整備事業の推移（実施件数）

（単位：件）

区分/年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
集会所新築	3	2	3	2	1	1	1	1	1	1
集会所整備、設備整備、集落広報設備整備	31	46	45	49	55	57	70	82	66	68
一般コミュニティ助成事業（有線放送設備等）								1	1	1
災害復旧	2									
計	36	48	48	51	56	58	71	84	68	70

区分/年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
集会所新築	2	1	1	1		1	1	1	1	1	1
集会所整備、設備整備、集落広報設備整備	76	89	81	78	49	55	65	42	43	40	59
同上（新型コロナウイルス感染症対策分）									15		
一般コミュニティ助成事業（放送設備等）	2	2	2	2	1	1	2	1		2	
計	80	92	84	81	50	57	68	44	59	43	60

資料：市民協働推進課（事務報告書・一）

## 第3節 「千の風になって」

### 1 千の風になったあなたへ贈る手紙

名曲「千の風になって」は、本市出身のテノール歌手秋川雅史さんの歌唱により、全国へとその歌が広められた。本市ではこれをきっかけとして、「千の風になって」ゆかりのまちとしてのまちづくりを行っている。

2009（平成21）年、㈱朝日新聞社及び㈱朝日新聞出版は、「千の風になって」にちなみ、亡き大切な人への想いをつづる手紙を募集した。本市では、北海道亀田郡七飯町及び新潟県新潟市と共に、この事業を後援し、普及拡大に努めた。「千の風になったあなたへ贈る手紙」と題したこの募集事業は、大きな反響を呼び、最終的に世界17か国、総数5,056通の作品応募があった。翌年3月には、厳選153作品をまとめた作品集『千の風になったあなたへ贈る手紙』（㈱朝日新聞出版）を出版している。

2010（平成22）年6月に㈱朝日新聞社から「千の風になったあなたへ贈る手紙」の作品原書の寄託を受け、西条図書館に保管している。寄託を記念し、「千の風になって」の訳詞・作曲者である新井満さん並びに㈱朝日新聞社編集委員である一色清さんをゲストに迎え、朗読会及びシンポジウムイベントとして、2010（平成22）年6月27日、第1回「千の風物語」を開催した。

また、㈱朝日新聞社及び㈱朝日新聞出版から、手紙の原書の寄託を受けた本市において、「千の風になったあなたへ贈る手紙」募集事業を実施する提案を受け、本事業を市民団体「千の風」手紙プロジェクトとともに行うなど、「千の風になって」ゆかりのまちとしての魅力を全国に発信した。

2013（平成25）年に本市及び「千の風」手紙プロジェクトは、第2回「千の風になったあなたへ贈る手紙」（平成25年2月～5月募集分）の全国募集を開始するとともに募集を記念し、5月11日に「千の風物語第2章」と題し、講演・シンポジウムイベントを開催した。次に、第3回「千の風になったあなたへ贈る手紙」（平成28年3月～6月募集分）を実施し、表彰式及び受賞作品朗読イベントとして、2017（平成29）年3月25日に「千の風物語第3章」を開催した。その後も、第4回「千の風になったあなたへ贈る手紙（令和元年7月～8月募集分）」を実施し、2020（令和2）年3月28日に「千の風物語第4章」を開催した。なお、選考に当たり、市民選考員を公募して、市民参加型で行った。2021（令和3）年からは、募集期間を区切った従来の方法から、年間を通して募集する方法へ変更し、作品を本市ホームページで公開している。

このほか、「千の風になって」ゆかりのまちとして千の風サミットの開催や参加、白い羽のポストや千の風になって歌碑モニュメントの設置などを行っている。

千の風サミットは、七飯町及び新潟市と共に都市間の相互協力並びに全国に向けた共同情報発信を行うことを目的として、2009（平成21）年2月13日に新潟市で第1回が開催された。以後、各都市持ち回りで開催され、2018（平成30）年までに5回開催されている。本市では、2011（平成23）年1月に第3回サミットを開催している。

白い羽のポストは、「千の風になったあなたへ贈る手紙」全国募集の開始に伴い、2013（平成25）年2月15日に同手紙投函用ポストとして市民団体「千の風になって」のまちづくり実行委員

会から寄贈され、西条図書館に設置した。白い羽のポストは、七飯町、新潟市にも寄贈されている。

千の風になって歌碑モニュメントは、「千の風」手紙プロジェクトが中心となり、2015年（平成27）年3月21日に西条図書館北側緑地に設置した。周辺のアクアトピア水系の景観に馴染んだドーム型のモニュメントで、地元の石鎚山系の緑泥片岩が使用されている。また、同日から、四国旅客鉄道(株)との連携協定により、JR伊予西条駅の列車到着メロディとして「千の風になって」が採用されている。

## 2 西条市愛唱歌「石鎚山」

この曲は、市民団体「千の風になって」のまちづくり実行委員会と本市が新井満さんへ、西日本最高峰の石鎚山をテーマとした曲の作詞作曲を依頼したものである。制作に当たり、新井さんには市民など6,000人を超える署名と市内小中学生が石鎚山への想いを書いたアンケートを手渡した。曲の完成後、多くの人に聞いてもらうため、2019（平成31）年1月に、市内小学校、中学校、高等学校、公民館等へCDを配布し、庁舎外線電話保留音を「石鎚山」の曲に変更している。

2019（平成31）年3月19日には、丹原文化会館で西条市愛唱歌「石鎚山」の完成記念イベントを開催した。

西条市愛唱歌「石鎚山」は、新井満さんが歌うバージョンと秋川雅史さんが歌うバージョンのCD販売を市内取扱店舗で行っている。

## 第4節 地域自治組織

### 1 地域自治組織設立の背景

近年、急激な少子高齢化や人口減少が進行する中、人々の価値観やライフスタイルが多様化・複雑化し、地域を取り巻く環境が大きく変化してきた。

地域では、住民同士で助け合うといった共助に対する意識の希薄化が進むと同時に、自治会や婦人会、老人クラブなどの各種団体は、担い手の不足、役員の高齢化・固定化などから、これまで当たり前できていた地域活動すらできなくなることが予想されるなど、大きな課題に直面している。

一方で、自主防災活動、子どもや高齢者の見守り活動など、住民による自主的な取組は、地域の課題解決に大きな役割を果たしており、各地で多発する自然災害に際しても、住民の安否確認や炊き出しなど様々な面で共助の重要性が見直されていることから、持続可能な暮らしを実現する上では、組織や団体、年代などの垣根を超えた地域コミュニティの活動が必要となっている。

### 2 地域自治組織設立の推進

本市は上記のような認識のもと、地域自治や市民との協働によるまちづくりを推進していくための指針を作成することとした。2017（平成29）年10月に市民有志32人で発足した「地域コミュニティのあり方研究会」において、市民参加による研究を行うことからスタートした。同研究会

では、翌年2月にかけて5回の会合を開き、各地域の現状や課題を共有するとともに、これからの地域づくりの在り方について自由に話し合いを行った。

その後、地域コミュニティの現状や課題、持続可能な地域コミュニティの構築に向けた方向性、地域コミュニティと行政の関わり方等について検討するために、自治会や婦人会、PTA、地域で活動する各種団体の代表者等で構成する「地域コミュニティのあり方検討委員会」を設置し、2018（平成30）年5月から6回にわたる議論を重ねた。また、20歳以上の市内在住者2,000人（無作為抽出）を対象とした地域コミュニティに関するアンケート調査を実施し、地域の現状を把握するとともに、より多くの市民の意見を指針に反映させるように努めた。

そして、2019（平成31）年3月、「西条市地域コミュニティ基本指針～持続可能な暮らしの実現を目指して～」を策定した。基本指針では、地域コミュニティが目指す方向性として次の4点を挙げている。

- ① 多様な主体が「参加」する地域コミュニティ
- ② 団体同士がつながり、「連携」する地域コミュニティ
- ③ 地域内での「話し合い」を大切にする地域コミュニティ
- ④ 地域住民が主体となって「課題解決」を行う地域コミュニティ

また、基本指針では、地域自治組織は、地域コミュニティが目指す方向性を実現するためのしくみであり、「自治会や各種団体だけでは対応できない地域の課題を解決する」「自治会や各種団体の活動を支える・補完する」ために設立することを目的としている。

地域自治組織は、小学校区や公民館区を基本的な範囲とし、自治会、婦人会、老人クラブ、PTA、学校、青年団、愛護班、消防団、防犯協会、交通安全協会など、地域で活動する各種団体で構成されることを想定している。また、企業やNPOなどにも、地域を構成する団体の一つとして参加を呼びかけることも考えられる（図表3-2-7）。

行政の支援については、地域自治組織は本市のまちづくりにおける対等なパートナーであるとの認識のもと、財政支援や人的支援、情報提供、人材育成の面で支援を行うとしている。

図表3-2-7 地域自治組織の組織構成のイメージ



資料：市民協働推進課

### 3 設立及び活動状況

地域づくりの取組は、基本指針に沿って推進しており、2025（令和7）年3月末現在、14地区で、地域行事の見直し、児童の見守り活動、地域団体への活動支援、伝統文化の継承など、地域の実情に即した多様なテーマによる話し合いや活動を行っており、内8地区において地域自治組織が設立されている。

なお、橘、大町、田滝、中川、多賀、田野、小松の7地区においては、地域自治組織と本市が持続可能な暮らしの実現に向け、協働によるまちづくりの対等なパートナーとして密接に連携することを目的として「地域自治の実現及び協働によるまちづくりパートナーシップ協定」を締結している。

地域自治組織の設立状況は図表3-2-8のとおりである。

図表3-2-8 地域自治組織の設立状況

地区名	地域自治組織名	設立年	パートナーシップ協定締結年	主な活動・話し合い内容
橘	橘未来づくり協議会	R1.6	R1.6	・高齢者の買い物ツアー ・自治会への提言
大町	大町地域づくり協議会	R1.7	R2.3	・ホームページの作成 ・とうど祭りの実施
田滝	明日の田滝を考える会	R4.6	R4.6	・空き家マップの作成 ・お簾踊りのCDの作成
中川	中川大好き連合会	R5.8	R5.8	・地域行事の再開・見直し ・防災訓練（講演会）の開催
多賀	多賀を守り育てる会	R6.2	R6.2	・防災講演会の開催 ・地域行事の統合
田野	田野の未来を描く会	R6.3	R6.3	・地域行事の見直しの提言 ・安全・安心マップの作成
小松	ふるさと小松立志隊	R7.3	R7.3	・地域づくりフォーラムの開催 ・あいさつ運動の実施
水見	水見地区コミュニティ推進協議会	R1.5	—	・地域づくり講演会の開催

資料：市民協働推進課

## 第5節 市民協働

### 1 西条市市民活動支援センター

少子高齢化の急激な進展や環境問題の深刻化など、様々な地域課題や住民ニーズに対し、従来のように行政だけの対応は難しくなっている。NPO法人、ボランティア団体、地縁組織による活動や民間事業者による社会貢献活動等が活発化し、市民と行政、市民活動団体など多様な主体が連携・協力することにより「公共」を担っていくという在り方が求められるようになった。一方で、市民活動団体の活動基盤は脆弱で、組織力・資金力の強化、活動場所の提供、マネジメントなど、様々な支援や情報提供が切望されていた。

こうしたことから公益的な活動を行う市民活動団体を支援し、市民と行政が一体となってまちづくりや地域課題の解決、地域福祉の向上等に取り組む協働のまちづくりの推進を図るための活

動拠点として、2016（平成28）年1月17日、西条紺屋町商店街内に「西条市市民活動支援センター（SSC）」を設置した。

SSCの設置に際しては、市内で市民活動を実践しているメンバーを中心に開設準備委員会が結成され、各委員がより多く発言できるようワークショップの手法を用いながら検討を進めた。

また、市内の市民活動団体の現状及びニーズを把握するため、NPO法人、西条市まちづくりボランティア事業、西条市福祉ボランティア事業及び西条市ボランティア連絡協議会に登録している団体等に対しアンケート調査を実施した。アンケートでは、「会員・後継者不足」「活動資金不足」という回答が顕著だった。

SSCの主な役割や機能は次の5点である。

- ① 市民活動団体の設立や団体運営などの相談やコーディネートに関すること
- ② イベントや助成金、市民活動団体などの情報の収集や発信に関すること
- ③ 研修、講座等の実施に関すること
- ④ 市民活動団体の交流の促進及びネットワーク化に関すること
- ⑤ 市民活動団体の活動場所及び資機材の提供に関すること

2022（令和4）年7月、SSCは新たに完成したひと・夢・未来創造拠点複合施設（SAIJO BASE）に移転した。SAIJO BASEは、SSCのほか西条市産業情報支援センター、西条市国際交流協会などが入る複合施設である。SSC開設当初から年に1回開催している「まちづくりフェス」や、SAIJO BASEへの移転後は毎月1回開催している「SAIJO BASEの日」に合わせて、団体の活動のPRイベントを行っている。また、「ボランティア講座」「Zoomの使い方講座」「動画作成講座」「初心者向けパソコン講座」「ファシリテーション（会議を円滑に進めるための手法）講座」など、活動を行う上で必要な知識やスキル、情報発信の手法をテーマにした講座を開催している。SSC内の会議室利用やSSCホームページ上への団体情報の掲載、広報紙での団体紹介等、講座案内の受け取りには登録が必要である。2025（令和7）年3月末現在の登録数は169団体である。

市民活動支援センター利用状況は図表3-2-9のとおりである。

図表3-2-9 市民活動支援センター利用状況

年度	新規使用登録 団体数	会議・作業スペースの利用		その他来館者	来館者合計
		件数	人数		
H27	40	41	289	546	835
H28	23	406	2,256	2,244	4,500
H29	15	489	2,618	2,181	4,799
H30	19	550	2,802	1,724	4,526
R1	11	532	3,036	1,669	4,705
R2	9	325	1,474	1,101	2,575
R3	13	258	1,169	757	1,926
R4	16	353	2,106	2,018	4,124
R5	24	470	3,028	1,568	4,596
R6	19	629	3,974	1,807	5,781

資料：市民協働推進課（事務報告書・一）

注 H27は、平成28年1月17日（開設日）からの数値

## 2 さいじょうまち美化パートナー制度

「さいじょうまち美化パートナー制度」は、道路、河川、公園等の公共空間の環境美化活動等を、ボランティアで行う団体を募り、市が活動に対して必要な支援を行う制度で、市民と行政が協働して、地域の快適で美しい環境づくりを推進することを目的としており、アダプト・プログラム\*1をベースにしている。

合併前の旧西条市では西条アクアルート「アダプト・プログラム」、旧東予市では「とうよ・アダプト・プログラム」として実施されていたが、合併後は、同制度に統一して実施している。

市は登録団体に対して、清掃用具、ごみ袋、植栽用の草花等の提供、ボランティア活動保険の加入、団体名を記載したサインボードの設置等の支援を行っている。

\*1アダプト・プログラム 市民が里親になり、公共の場所を養子に見立てて行う清掃美化活動に対して、行政が支援する制度。「アダプト (Adopt)」は英語で「～を養子にする」という意味。  
アメリカの「アダプト ア ハイウェイ プログラム」が起源。

登録団体数の推移は図表3-2-10のとおりである。

図表3-2-10 まち美化パートナー登録団体数の推移

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
団体数	20	33	43	53	51	53	56	54	54	50

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
団体数	52	54	48	48	47	44	45	47	43	40	40

資料：市民協働推進課

## 3 ヒトづくり塾

2016（平成28）年度から2019（令和元）年度まで、「西条を元気にしたい！」という思いを持ちながら一步を踏み出せていない人や、現在の活動をより発展させたい人を対象に、その夢を実現するためのプランづくりを学ぶ「ヒトづくり塾」を開催した。目的は、地域を担うキーパーソンとなり得る人材を掘り起こし、新たな活力を創出することである。

「ヒトづくり塾2016」の塾生は13人で、2016（平成28）年5月から約半年間、5回のカリキュラムを受講した後、6回目に最終発表会を行った。「ヒトづくり塾2017」は7人、「ヒトづくり塾2018」は8人、「ヒトづくり塾2019」は10人の塾生が参加し、半年間で最終発表会を含む6回のカリキュラムを実施した。

## 4 西条市版地域創生コミュニケーションサイト

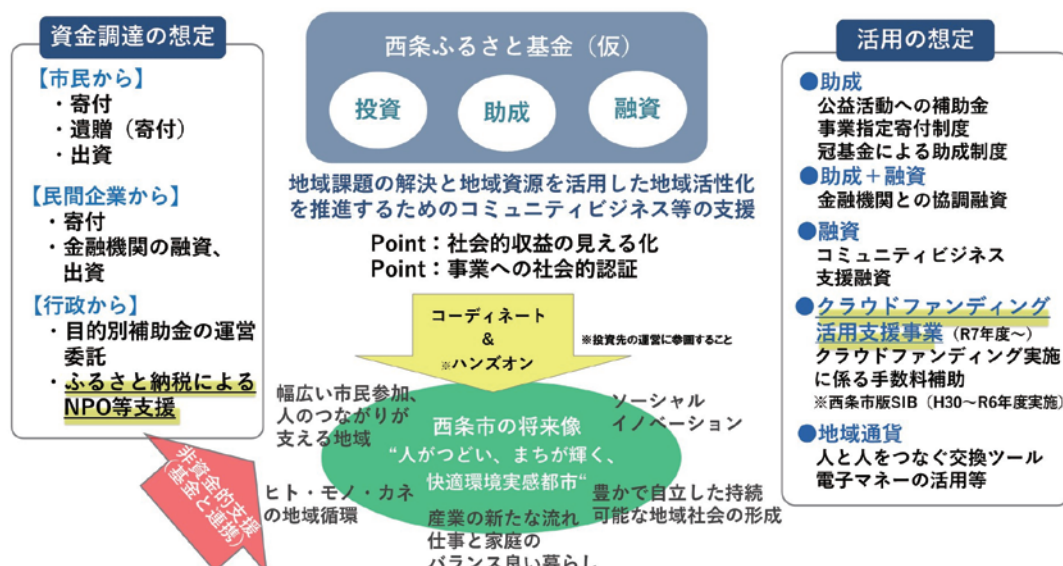
2015（平成27）年度、市内外の人と共に、地域創生のまちづくりを推進することを目的としてインターネット上に、クラウドファンディング機能を有する「西条市版地域創生コミュニケーションサイト」を開設した。サイトには「水」をはじめとする地域資源に着目し、本市の魅力情報を発信するコンテンツを盛り込むなど、2020（令和2）年度まで、各種まちづくり参加プロジェクトの創出支援に取り組んだ。

### 5 西条市版ローカルファンド構想

2017（平成29）年12月27日に㈱愛媛銀行、プラスソーシャルインベストメント㈱及び本市との3者で「ローカルファンド構築事業の推進に関する協定」を締結し、持続可能な地域社会の実現に向けて、地域課題の解決・解消を目指すチャレンジを地域で応援しあえるしくみ＝「西条市版ローカルファンド」の構築を目指し、チャレンジを支えるための、人と人のつながり、資金、自然、文化など、あらゆる地域資源を活かす地域内循環の構築に向け、多様な市民、企業、金融機関、行政等との対話による検討を進めた。

「西条市版ローカルファンド」は、「チャレンジを応援しあえるまち」として、一人ひとりが想いを実現できる地域社会を目指し、チャレンジする人が、地域の皆に温かく見守られ、応援されて、新しい価値を生み、その生み出した価値が次なるチャレンジを呼ぶといった循環を育てることを目標としている。

図表3-2-11 西条市版ローカルファンド構想



資料：くらし支援課

ローカルファンド構想の実現に向けた第一歩として、前述した3者により2018（平成30）年4月27日に「社会的事業への資金調達支援に関する協働協定」を締結し、「西条市版SIB」に取り組んでいる。SIB（ソーシャルインパクトボンド）とは、社会的インパクト投資（経済的利益のみでなく社会的利益の創出に向けた投資）のしくみの一つで、行政、民間事業者や資金提供者等が連携し社会問題の解決を目指す、成果志向の取組である。

2018（平成30）年度から2024（令和6）年度まで実施した「西条市版SIB」では、地域の社会的課題の解決等につながるプロジェクトを市内で公募し、外部有識者を含む審査を経て採択したものについて、「投資型クラウドファンディング」を活用して住民や企業からの「出資」を募り、その出資金により採択事業者がプロジェクトを実施する。プロジェクト実施後、採択時にあらかじめ設定していた「成果目標」の達成が認められれば、市が交付金を支出し、出資者へ元本を返す。導入の背景には、既存の補助金制度の見直し（成果や取組内容の「見える化」）と住民主体のまちづくり（地域課題解決につながる取組に対し、地域住民が主体的に参画できるしくみづくり）があった。

その実績は、図表3-2-12のとおりである。

図表3-2-12 西条市版S I Bの実績

年度	事業名	プロジェクト数(件)
H30	商業地域等活性化事業	1
	特産品開発事業	2
R1	特産品開発事業	1
R2	つながり広がるチャレンジ応援事業	3
R3	つながり広がるチャレンジ応援事業	2
R4	つながり広がるチャレンジ応援事業	2
R5	つながり広がるチャレンジ応援事業	1
R6	つながり広がるチャレンジ応援事業	1

資料：くらし支援課

「西条市版S I B」に続き、2020（令和2）年度からふるさと納税を活用したNPO等支援を実施している。この支援制度は、一定の要件を満たしたNPO等の活動内容等をふるさと納税ポータルサイトで紹介し、市内外の人が活動に共感するNPO等を指定して寄附することができる制度である。いただいた寄附額から必要経費を除いた金額を市からNPO等へ交付する。

2025（令和7）年3月時点での登録団体は、図表3-2-13のとおりである。

図表3-2-13 ふるさと納税を活用したNPO等支援登録団体

年度	R2	R3	R4	R5	R6	累計
登録団体数	4団体	4団体	1団体	2団体	1団体	12団体

資料：くらし支援課

2022（令和4）年11月1日にソーシャルビジネスに取り組む事業者等を支援するため、㈱日本政策金融公庫新居浜支店、㈱西条産業情報支援センター、公益財団法人えひめ西条つながり基金、NPO法人西条まちづくり応援団及び本市との間で「ソーシャルビジネス支援に係る業務連携・協力に関する覚書」を締結した。この5者協定に基づき「さいじょうソーシャルビジネスサポーターズ」として、合同相談フォームの開設やセミナーの開催などを実施し、官民協働でローカルファンドの構築を図っている。

なお、2025（令和7）年度からは、ソーシャルビジネス事業者が一定の要件を満たした事業の資金調達にクラウドファンディングを活用した際に発生する手数料に対し補助を行う「クラウドファンディング活用支援事業」を実施することとしている。

## 第6節 移住・定住の促進

本市では、合併後、人口減少や少子高齢化といった課題に直面する中、市外、県外から新たな住民を受け入れ、特に、若い世代や子育て世代の移住を促進することで、地域の活力を取り戻していくことが必要とされていた。

また、将来的に人口減少が続く中、製造業を中心とする産業規模が大きい本市にとって、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足は深刻な問題であった。

こうした背景のもと、本市では移住政策に重点をおき、人口減少対策に取り組むとともに、関係人口や活動人口の増加といった施策にも視点をおくなど、持続可能な社会構築を目指した各種政策に取り組んでいる。

## 1 移住施策

まず、移住施策として2014（平成26）年度から移住希望者向けの住宅を探すなど、移住者向けの情報提供を始めた。

2018（平成30）年度には、東京に常設の移住相談窓口を設置するとともに、都市部で「西条市移住セミナー」を開催するなど移住希望者の掘り起こしを図った（都内の移住相談窓口は、令和2年度に廃止）。

市の知名度を上げていくプロモーションの推進と多方面からのアプローチが移住・定住者の増加を図る上で重要な役割を果たしている。雑誌、ラジオ、テレビ、YouTube等のSNS、WEB広告、都内でのトークイベントなどによるプロモーション活動で知名度を上げるとともに、本市に興味を持った人に移住促進サイト「LIVE IN 西条」（のちにLOVE SA I J Oサイトと統合）のサポーター登録をしてもらっている。登録者には、フェア・セミナーへの参加を案内し、移住の確度の高い人に対しては個別無料移住体験ツアーや無料アテンドサービスを実施している。移住体験ツアーやアテンドサービスでは、観光地を回るようなツアーではなく、移住生活がイメージできるようにその人に合った人や生活に必要な場所を訪問し、移住相談員や先輩移住者等と直接会話し相談することで移住への不安を取り除く取組を進めるほか、ツアー後も、仕事や住まいを探すなどのアフターフォローを行っている。

2021（令和3）年度からは、移住コンシェルジュを業務委託し、地域や各種団体と繋げることにより移住希望者に寄り添ったきめ細かな対応を行うとともに、移住に関わる各種制度を充実させ「移住フルサポート機能」を確立している。

移住者数の推移は図表3-2-14のとおりである。

図表3-2-14 移住者数の推移 （単位：人）

年度	移住者数（累計）	うち移住担当課経由
H30	289	55
R1	346	61
R2	358	93
R3	1,177	129
R4	1,050	111
R5	1,518	89
R6	1,343	91

資料：移住推進課

## 2 お試し移住用住宅

2019（令和元）年12月から、移住検討者に、本市の風土・気候をじっくりと体感し、移住、定住を検討する拠点として利用してもらうために、お試し移住用住宅「リブイン西条ハウス」の運用を開始した。リブイン西条ハウスは、JR伊予小松駅から徒歩約5分の立地、4DK木造平屋建て住宅で、家具・家電・寝具・Wi-Fi等を完備しており、対象者に6泊7日を上限に1日1,000円（1組）で貸し付けている。

お試し移住用住宅の利用状況は図表3-2-15のとおりである。

図表3-2-15 お試し移住用住宅の利用状況

年度	利用数	利用日数	移住実績
R1	5組15人	34泊39日	3組8人が移住
R2	2組5人	37泊39日	2組5人が移住
R3	5組12人	48泊53日	1組3人が移住
R4	25組45人	151泊176日	6組15人が移住
R5	39組108人	142泊181日	5組17人が移住
R6	32組76人	129泊161日	3組7人が移住

資料：移住推進課

## 3 空き家バンク・移住者住宅改修支援事業

「空き家バンク」は、空き家の売却又は賃貸を希望する所有者などからの申請により登録した空き家情報を、空き家の利用を希望する人に対して提供する制度で、2016（平成28）年度から開始した。登録した空き家情報は、市のホームページや全国版空き家バンクサイトに掲載し広報している。

また、所有者と利用希望者間の媒介等については、本市と協定書を締結した西条宅建協会・周桑宅建協会・全日本不動産協会愛媛県本部の協力により行っている。

空き家バンクの利用状況の推移は図表3-2-16のとおりである。

図表3-2-16 空き家バンクの利用状況の推移

年度	登録件数（累計）	うち契約成立件数
H28	29	6
H29	45	12
H30	67	22
R1	98	28
R2	142	40
R3	180	53
R4	229	74
R5	285	89
R6	326	104

資料：移住推進課

空き家の有効活用を図り、県外からの移住・定住を促進するため、2016（平成28）年度から西条市移住者住宅改修支援事業費補助金制度を開始した。この制度は、県外からの移住者に対して、

市又は県空き家バンクを通じて購入した住宅の改修等に要する費用のうち補助対象経費の3分の2以内を補助するもので、上限は働き手世帯で200万円、子育て世帯で400万円としている。また、家財道具の搬出等に関しても補助を行っている。

#### 4 婚活支援

結婚願望はあるものの、めぐり逢いの機会がないなどのアンケート結果や、市内の未婚率が上昇傾向で、特に2010（平成22）年から2015（平成27）年にかけて、約2%上昇したことなどから、本市では2018（平成30）年度に、結婚を希望する独身男女を対象に出会いの場の提供などを行う結婚支援事業を開始した。

LOVE SAIJOサイト内に「婚サポ（婚活サポート）」のコンテンツを設け、セミナー・イベント情報やLOVE SAIJOマリッジサポーター\*2の紹介、成立カップルインタビューなどの情報を発信している。

婚活イベントの実施状況は図表3-2-17のとおりである。

図表3-2-17 婚活イベントの実施状況

年度	イベント回数	実績
H30	3回	59組参加。23組のカップルが成立
R1	3回	53組参加。29組のカップルが成立
R2	3回	44組参加。21組のカップルが成立
R3	2回	39組参加。20組のカップルが成立
R4	2回	31組参加。14組のカップルが成立
R5	2回	30組参加。17組のカップルが成立
R6	2回	30組参加。12組のカップルが成立

資料：移住推進課

結婚支援事業の中でも特に若年女性へのアプローチを重視しており、2020（令和2）年度の結婚支援事業では、「若年女性の移住・定住促進」をテーマとして興味を引くセミナーと出会いイベントを実施し、マッチングしなかった方向けのアフター勉強会等を実施した。

\*2 LOVE SAIJOマリッジサポーター 婚活イベントでの参加者へのフォロー、カップルになった方への引き合わせや交際フォロー等をボランティアで行う市認定サポーター。

#### 5 Oターン推進事業

Oターン推進事業は、団塊世代の退職者等、都市部の豊富な経験と技術を有する人材を「誘致」する手段として、本市と都市部を行き来する“二地域居住”を推進し、市内中小企業の開発力等の向上を図るとともに地域の活性化を目指す事業で、2008（平成20）年度から2012（平成24）年度まで実施した。地域中小企業の弱点となっている企画力、開発力、管理能力の強化を目指し、企業側のニーズ調査や人材の発掘、事業説明のセミナー開催などを行った。

## 6 関係人口・活動人口増加への取組

関係人口とは、移住した“定住人口”でもなく、観光に来た“交流人口”でもない、地域と多様に関わる人々を指す。活動人口とは、地域内で社会活動を実践する人と地域の外から当該地域の持続可能な地域づくりに貢献する人の総数を指す。現在、地方では、関係人口や活動人口の増加が地域づくりの担い手として期待されている。

本市では、前述のOターン推進事業などの取組を経て、2020（令和2）年3月、地域再生計画「関係人口を起点とした転職・起業等の新たな人生チャレンジ応援計画」を策定した。また、2021（令和3）年8月、「西条市SDGs未来都市計画」を策定し、活動人口増加の核となる「移住フルサポート機能」の確立を盛り込んだ。

こうした背景には、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足の影響が深刻化する中、これまで人材不足に対する即効性のある施策として、人口の社会増を促す移住促進や関係人口創出の取組を積極的に推進してきたが、その半面、移住者や関係人口と市民との交わり不足といった新たな課題も生じてきたことがある。

そのため関係人口をはじめとする「新たな人生チャレンジ応援プラットフォーム」の構築に努めるとともに、慢性的な人材不足に対しては、「在住者」＋「移住者」＋「関係人口」＝「活動人口」の構図を成立させ、活動人口を減少させないことが持続可能な地域社会の実現に繋がるという理念の下、本市独自の取組を推進している。

このような中、2022（令和4）年7月には、起業したい、就職・転職したい、社会貢献したい、移住したい、本市に何らかの形で関わりたいという人々を支援することで「移住者」や「関係人口」を含めた「活動人口」を増やし、持続可能な地域社会を実現するための象徴的な施設として「西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設（SAIJO BASE）」が完成した。

本施設では、「ヒト」「カネ」を活かすため、「産業イノベーション機能」「まちの人事機能」「移住フルサポート機能」を確立し、個々の機能を有機的につなぎ一元集約化することで「新たな人生チャレンジ」と「新たなイノベーションチャレンジ」双方を実現する拠点と位置付け、移住コンシェルジュが常駐している（詳細は、3編1章8節で説明）。

## 7 住みたい田舎ベストランキング

住みたい田舎ベストランキングは、㈱宝島社が、月刊誌「田舎暮らしの本」において、全国の市町村を対象としたアンケート結果をもとに、田舎暮らしの魅力を数値化してランキング形式で紹介したものである。2025（令和7）年版では、アンケート回答のあった全国547の市町村を対象に、人口規模別に七つのグループに分け、さらに、「総合」「若者世代・単身者」「子育て世代」「シニア世代」の4部門で評価している。

本市では、地方創生の一環として早くから県外・市外からの転入促進や転出抑制を促す施策など定住促進に積極的に取り組むとともに、各メディアを通じた効果的なプロモーションを展開しており、その結果、2019（令和元）年版では、「10万人以上20万人未満」の人口規模において若者世代が住みたい田舎部門で全国5位、全人口規模を対象としたエリア別ランキングにおいて四国エリアで全部門1位となった。

2020（令和2）年版では、若者世代が住みたい田舎部門で全国1位となり、エリア別部門1位で連覇となった。

2021（令和3）年版では、全部門で全国1位、エリア別部門で3連覇となった。

2022（令和4）年版では、若者世代と単身者が住みたいまちで全国1位、ほかの2部門で全国2位となり、エリア別でも若者世代と単身者が住みたいまち1位、ほかの2部門で2位となった。

ランクアップの理由としては、コロナ禍においてもインターネットの効力を十分に活用したオンライン相談や、若い起業家の支援にも注力し、若い世代の活力が更に若者を呼ぶという好循環を生んでいることが挙げられている。

## 第3章 シティプロモーション

### 第1節 広報

#### 1 広報紙

本市の広報紙「広報さいじょう」は新西条市の誕生を告げる2004（平成16）年11・12月合併号が第1号である。それ以降は月刊で毎月1日に発行し、2025（令和7）年3月号で通算244号になる。2007（平成19）年1月号から有料広告の掲載を開始した。タイトルロゴは2009（平成21）年7月号と2018（平成30）年5月号に変更し、2018（平成30）年5月号からオールカラーになった。2015（平成27）年6月号からウェブブック版も開始した。PDFファイルもあり、市ホームページからダウンロードできる。

毎号趣向を凝らした特集記事のほか、市政の話題やイベント・講座、健診・子育てなどの情報などを掲載している。幼児の写真を募集する「まちのアイドル大集合！」など市民参加のページもある。毎年読者アンケートも実施しており、その結果を市ホームページで発表している。

また、2018（平成30）年5月号から、紙面を大幅にリニューアルし、読者ターゲットを子育てに忙しい20代～40代とし、「まずは手に取ってもらう」を念頭に広報紙を作成している。

本市の広報紙は、様々な広報紙関連の賞も受賞しており、県と愛媛県広報協会が主催する愛媛県市町広報コンクールでは、毎年のように特選や部門賞等を受賞している。また、2021（令和3）年7月号では、公益社団法人日本広報協会が実施する「全国広報コンクール」の広報紙（市部）部門で、全国1位となる総理大臣賞を受賞し、翌年7月号も写真部門で全国2位に入選している。

#### 2 広報紙の配布方式の切り替え

広報紙の配布は、合併後から2020（令和2）年まで、自治会やグループなどの広報配布員が担当していた。報酬は1部30円で個人に支払われていたが、自治会などの財源に充てられている地区も多数あった。この配布方法には、配布員への配送費等の高騰、自治会未加入世帯などへの未配布、高齢化等による配布員の確保の困難という3点の課題があった。

そのため、2021（令和3）年度からは民間業者による全戸ポストイングに切り替えた。

ポストイング導入のメリットとしては、今まで届いていなかった世帯へも配布できるようになったこと、自治会等の配布員不足が解消できたこと、全体として広報事業費が低減できたことが挙げられる。配布部数は自治会等が配布していた2020（令和2）年度が3万9,670部だったのに比べ、全戸ポストイングに変わった2022（令和4）年度が4万9,700部と1万30部増加している。

一方、デメリットとしては、自治会配布時に比べ配布時の高齢者などへの見守り機能がなくなったこと、一部自治会等の収入となっていた配布手数料がなくなったことが挙げられる。

#### 3 公式ホームページ

本市の公式ホームページは、合併に合わせて市内全域を対象とした内容で発信をはじめ、コンテンツを充実させていくとともに、2006（平成18）年12月から公式ホームページにバナー広告の掲

載を開始した。2014（平成26）年にはCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、公式ホームページのコンテンツを構成するテキストや画像などの一元的な管理を始めた。それから6年が経過し、高度化、多様化する閲覧者のニーズへの対応、スマートフォンやタブレットなどモバイル機器による閲覧への対応、加速化する自治体DX化に沿ったデジタルコンテンツの充実、SDGsの取組の周知など、新たな課題が生じてきた。これらの課題に対応し、時節に合った情報発信機能の強化や安定した運用に努めている。

2024（令和6）年度の表示回数（PV数）は582万3,344件、セッション数は241万1,349件である。

## 4 公式SNS

本市では、様々なSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を使って市のPRや情報発信を行っている。

### (1) Facebook

2012（平成24）年10月に、市のイベント情報、行政情報、地域の出来事など、多岐にわたる情報を迅速かつ分かりやすく発信することを目的として、Facebookによる情報発信を開始した。2025（令和7）年3月現在、フォロワー数は7,530人、記事投稿数821件、記事閲覧数96万3,085回である。市内在住の登録者が中心と思われる。

利用者の増加は他のSNSと比較するとやや低く、特に若年層ユーザーは減少傾向にあると考えられる。今後も新しいプラットフォームや変化するユーザーの嗜好により、利用者数の動向が変化していく可能性があるため、トレンドや市場の変化に注目しながらよりターゲットを広げた運用を図っていくこととしている。

### (2) YouTube

2014（平成26）年12月から、本市公式チャンネル「さいじょうムービーチャンネル」（本市公式YouTube）を開設している。2025（令和7）年3月現在のチャンネル登録者数は2,850人で、本市の魅力や市政情報などをPRする動画を232本掲載している。

コロナ禍までチャンネル登録者数は300人程度で、主に市が作成したプロモーション動画を掲載していた。しかし、コロナで中止となった講座等の補完や市長メッセージなど、原則、原課が作成する動画の掲載場所として活用したことから、結果としてチャンネル登録者が増加した。西条まつりの動画や子育て関連の動画は特に再生回数が伸びており、子育て動画では25万回以上再生されているものもある。2023（令和5）年にアップした真鍋かをりさん、ちゃんゆ胃さんのサプライズ・メッセージ動画も約1万回再生されている。

### (3) LINE

2020（令和2）年7月に、市民等に向け災害情報や生活情報など、本市に関する様々な情報を、積極的かつ迅速に周知するため、LINEを活用した情報発信サービスを開始した。2021（令和3）年2月にはデザインをリニューアルし、メニューを基本メニュー、コロナ関連、まちの魅力の3点に大きく分け、タブで切り替えられるように改善した。ボタンの数も増やし、様々な人が直感的にアクセスできるよう配慮した。

LINE登録については、これまで紙媒体であるチラシ配布や広報紙で推進しており、新型コロナウイルスのワクチン接種情報と併せて登録を促した際には大幅に登録者が増加した。その後

は大幅な増加は無いものの、登録者数は月ベース30～50人の間で推移しながら増加している。今後も効果的な配信を継続していく。

2025（令和7）年3月現在、友だち登録数1万8,980人、情報発信数は912件である。利用者のカテゴリー登録から登録者の95%が本市在住者で、残り5%が市外に居住していると推計される。

## 5 プロモーション動画

プロモーション動画は、直接的に映像で市の紹介や取組を説明するツールとして2022（令和4）年から作成し活用してきた。

現在の本市公式プロモーション動画は2022（令和4）年3月に公開された「行ってこーわい西条～日本一住みたい普通の田舎～」である。住みたい田舎ベストランキング若者世代部門で2020（令和2）年から3年連続全国1位を獲得した本市の魅力を、風景、子育て・教育、産業、伝統・文化、体験、グルメ、スポットのジャンル別に紹介している。フルバージョンは10分、ショートバージョンは4分で、中国語、英語、ベトナム語バージョンもある。「令和4年愛媛県市町広報コンクール」の映像部門に入選している。

そのほか観光編、石鎚山系PR編、スポーツ施設編、西条まつりなど全35本のプロモーションビデオをYouTubeなどで公開している。「平成30年愛媛県市町広報コンクール」では石鎚クライミングパークSAIJOのプロモーションビデオが、「令和3年愛媛県市町広報コンクール」ではコロナ禍で帰省できない若者への応援メッセージが、いずれも映像部門で入選した。

## 6 市勢要覧

経済や産業、人口など市の情勢、観光や特産品、活躍する市民など市の魅力をまとめ、市内外にアピールする冊子が市勢要覧である。本市では2006（平成18）年と2015（平成27）年に発行している。

2006（平成18）年版は「西条 自然の恵みが、私たち西条のチカラ。」と題して、特産品や産業集積、官学連携、人的交流、都市インフラ、防災体制など様々な本市のチカラを紹介した。2015（平成27）年版は「西条風趣 霊峰に抱かれた最上の水都」と題して、本市のチカラやまちづくりの基本方針などに加え、青野市長と作家の新井満さんの対談、長友佑都さん、秋川雅史さん、宇高菜絵さんなど地元出身の著名人や地元で活躍する人たちからのメッセージも掲載した。表紙の「西条風趣」の文字は新井満さんの揮毫による。

## 7 ケーブルテレビ

市が推進している重要施策や新規事業などについて、市長や職員がケーブルテレビを通じて市民に説明する広報番組の制作・放送を2007（平成19）年度から開始した。「やりよるで!?西条パワー」、「キャッチボール西条」、「ワクレボ西条」と番組名を変えながら、10年余りにわたって放送を続けてきたが、シティプロモーション戦略に基づいて広報活動の在り方の見直しにより、2018（平成30）年4月の放送で終了した。

本市公式YouTube「さいじょうムービーチャンネル」では、2017（平成29）年1月放送分から2018（平成30）年4月放送分までの「ワクレボ西条」を公開している。

## 第2節 シティプロモーション

### 1 西条市シティプロモーション戦略

#### (1) 戦略策定までの背景

本市の課題である人口減少に伴う少子高齢化の進展や産業の担い手不足、若年層の転出とUターン率の低さ、全国的な知名度不足に対応し、地方創生に向けた取組を推進するため、「知名度・都市イメージの向上を通じた移住・定住・交流・関係人口の獲得」を目的として、西条市シティプロモーション戦略を2018（平成30）年3月に策定し、同27日に発表した。

#### (2) 戦略の基本目標

##### ① 市外から見た本市の知名度とイメージの向上〈市外に向けたプロモーション〉

ターゲット…東京圏・関西在住（本市出身者含む）の若者、県内近隣自治体在住の若者

##### ② 市民の本市への愛着と誇りの醸成〈市内に向けたプロモーション〉

ターゲット…本市在住の若者

#### (3) 戦略の改定

2020（令和2）年2月及び2025（令和7）年2月に戦略の改定を行った。改定のポイントは次の3点である。

##### ① 情報発信の更なる強化…テレビなどマスメディアをはじめとした様々なメディアを活用するとともに、インターネット広告を使った確かな情報発信を実施し、着実な「Attention=認知」の向上を目指す。

##### ② 関係人口の創出・拡大…地域課題の解決や将来的な移住に向けた裾野を拡大するため、LOVE SAIJOファンクラブを強化・拡充し、関係人口の創出・拡大を図る。

##### ③ 目標値の設定…第2期西条市総合計画（後期基本計画）に準じた目標数値を設定した。

### 2 LOVE SAIJOキャッチフレーズとロゴの選定

2018（平成30）年3月策定の同戦略内において、キャッチフレーズとロゴを策定した。

本戦略の策定に当たり、市民有志や職員によるワークショップを実施するとともに、商工会議所青年部、青年農業者協議会等の各種団体との意見交換を行い、市民目線での本市の魅力や課題、イメージ等についての意見を聴取し、都市イメージの方向性や基本目標等に反映させた。市民ワークショップは、16人で構成し、2017（平成29）年9月から12月にかけて4回開催し、キャッチフレーズとロゴの策定など、本市の魅力や課題、コンセプトづくりに向け意見交換を実施した。

キャッチフレーズ・ロゴマークを活用することで、本市におけるシティプロモーションの展開に統一性や一貫性を持たせ、ターゲットに対する発信力・求心力を強化している。

### 3 LOVE SAIJOファンクラブ

#### (1) 経緯

2014（平成26）年度に、本市に何らかのルーツを有する市外在住の方に会員登録してもらい、東京及び大阪で開催する交流会を通じてネットワークを構築する「西条うちぬき倶楽部」を開設した。

しかし、同倶楽部は、市から一方的に情報発信をする手法を取っており、各種施策との有機的なつながりが弱く、登録している会員の年齢層も高いため、会員同士がつながりを持っていないという課題があった。

これらの課題を受け、2018（平成30）年度に、既存のうちぬき倶楽部に、新たに本市民と民間企業や各種団体を会員対象として加え、SNS等を活用して市外在住の会員と本市民が情報交流を図ることができるネットワークとして再構築し、その名称を「LOVE SAIJOファンクラブ」とした。

#### (2) コンセプト

LOVE SAIJOファンクラブは、市外の人には「西条市を知ってもらって好きになって欲しい」、市内の人には「まちの魅力を再発見し、もっと好きになって欲しい」ということをコンセプトとして掲げている。

#### (3) 会員数

2025（令和7）年3月末現在の会員数は3,908人（67%市外）、会員団体は269団体（85%市内）である。

### 4 インフルエンサーを活用した情報発信

本市にゆかりのあるインフルエンサーを活用した情報発信を行っている。

#### (1) LOVE SAIJO応援大使

##### ① 目的

人口減少や知名度の向上といった社会課題を解決するため、まちの魅力を市内・市外を問わず、積極的に情報発信してもらう。任期は、終身とするが、大使から申出のあった場合はこの限りではない。

##### ② 就任日

2018（平成30）年10月3日、眞鍋かをりさん就任

2024（令和6）年2月25日、ティモンディさん就任

#### (2) LOVE SAIJO応援特使

##### ① 目的

本市の知名度の向上及びイメージアップを図るため、自身もつネットワークを活かして本市の魅力を市内外に広く発信してもらう。任期は原則2か年で、再任することができる。

## ② 就任式（委嘱式）

2020（令和2）年5月26日、第1期ウェブ委嘱式 13人

コロナ禍により、第1期生が第2期も継続更新

2024（令和6）年6月3日、第3期オンライン就任式 9人

## 5 ポータルサイト「LOVE SAIJO」

本市への移住・定住のサポートを中心に、SDGsの取組など、様々な情報を発信するポータルサイト。2018（平成30）年3月に運用を開始し、2020（令和2）年9月にリニューアルした。

2024（令和6）年度のPV数は28万3,680回、セッション数は16万7,432回である。

## 6 SNS

LOVE SAIJOでは次のようなSNSアカウントを運用している。

## (1) Facebook

2018（平成30）年3月に運用を開始し、2025（令和7）年3月末現在のフォロワー数は2,397人、閲覧数は37万1,627件である。

## (2) インスタグラム

2017（平成29）年4月に運用を開始し、2025（令和7）年3月末現在のフォロワー数は8,777人、投稿数は462件である。

## (3) X（旧twitter）

2021（令和3）年3月にXアカウントの運用を開始し、2025（令和7）年3月末現在のフォロワー数は669人、投稿数は366件である。

## 第4章 人権文化

### 第1節 人権問題への取組

#### 1 西条市人権文化のまちづくり条例

旧西条市、旧東予市では、部落問題をはじめとする様々な人権侵害をなくし、人権が尊重される明るく住みよいまちづくりの実現に向け、1993（平成5）年に「人権尊重都市宣言」を行った。また、2001（平成13）年に旧西条市では「人権文化のまちづくり条例」、旧丹原町では「人権を尊重するまちづくり条例」、旧東予市では「人権尊重のまちづくり条例」を、2003（平成15）年に旧小松町では「人権尊重の町づくり条例」を制定した。

合併後の本市は、2004（平成16）年11月に「西条市人権文化のまちづくり条例」を制定した。条例では、目的を「全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法を基本理念として、部落問題をはじめ、女性、障がい者、子ども、高齢者、外国人等へのあらゆる人権侵害をなくすための市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権文化の根付いた明るく住みよい西条市の実現」とした。同条例は、2021（令和3）年3月に改正している。改正のポイントは、①「同和問題」の語を「部落問題」に変更したこと、②責務規定に事業者を追加したこと、③人権施策に資するため必要に応じて調査を行える規定を加えたこと、の3点である。

2005（平成17）年12月には、本市議会が人権尊重都市宣言を行った。「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつその尊厳と権利について平等である。本市は、日本国憲法の保障する基本的人権尊重の精神が全市民に広がり、お互いに相手の立場を考えた豊かな人間関係をつくり出し、人権文化に根付いた明るく住みよい地域社会を構築していくことを目指して、ここに西条市を人権尊重都市とすることを宣言する」というものである。2009（平成21）年3月には、人権文化のまちづくり条例に基づいて「西条市人権文化のまちづくり基本計画」を策定した。策定に際しては、人権施策の基礎資料とするため「人権問題に関する市民意識調査」を行い、その後も5年ごとに市民意識調査を実施している。

#### 2 西条市人権文化のまちづくり審議会

「西条市人権文化のまちづくり条例」に基づき、あらゆる人権侵害をなくするための重要事項を審議するために「西条市人権文化のまちづくり審議会」を設置している。条例では審議員は20人以下と定めているが、当初12人で、学識経験者、関係団体代表者、関係行政機関及び市職員で構成していた。2019（平成31）年2月1日から、教育委員会事務局3人が加わり、15人体制となった。委員の任期は2年。2014（平成26）年度を除き、毎年1回開催している。

#### 3 西条市人権文化のまちづくり基本計画

基本計画が目指すのは、市民一人ひとりが、生活に生きがいを感じ、安心して暮らすことができる「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現を目指した人権施策の充実かつ強化である。

人権施策推進の基本姿勢は、自己実現の尊重、共同参画の保障、共生社会の実現の3点とした。

自己実現の尊重とは、一人ひとりの様々な生き方が否定されることなく、その個性や能力を十分に発揮される機会の保障である。共同参画の保障とは、性別や年齢、出身などによって生きるための可能性を否定されることなく、誰もが地域社会の一員として、あらゆる分野への参画ができることである。共生社会の実現とは、全ての人が多様な文化や価値観を尊重し、それぞれの個性や生き方を認め、共に生きているという認識を持ち、他人を思いやることである。

重要課題として、部落問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病問題を掲げた。それぞれの問題に関する施策への方向性は、次のとおりである。

- ・「子ども」の人権問題…子どもの人権への啓発の推進のほか、母子保健対策の充実と子どもの健康の確保、子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備、児童虐待防止対策などを行っていく。
- ・「高齢者」の人権問題…高齢者の生涯学習の推進を図り、健康づくりやボランティア等の社会参加、各世代が一丸となった地域ぐるみの取組を推進する。
- ・「障がい者」の人権問題…障がいに対する誤解と偏見をなくすよう関係団体と連携しながら、障がいに対する正しい理解の普及啓発を進め、地域における交流活動やボランティア活動を活性化して住民が互いに理解しあえる地域づくりを進めていく。
- ・「外国人」の人権問題…市内在住の外国人の就労や入居・入店拒否など。不合理な差別や不便を被ることがないように、雇用、医療、教育などの様々な面で習慣、価値観に配慮した制度や、しくみづくりに取り組むほか、生活に必要な情報の提供や相談体制の充実を図っていく。
- ・「エイズ患者・HIV感染者」問題…正しい知識を啓発することで、エイズ患者・HIV感染者に対する偏見及び差別の解消を図っていく。
- ・「ハンセン病」問題…ハンセン病への正しい理解を促進するとともに、元患者や回復者が地域社会で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

なお、部落問題、女性問題の背景、施策については後述する。

#### 4 部落差別解消推進法施行

2016（平成28）年12月16日、部落差別の解決を目的とする初めての法律として部落差別解消推進法が施行された。第一条には「現在もなお部落差別が存在する」ことが明記され、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」とされている。

本市では、「広報さいじょう」などを通じて、この法律の理念や趣旨の周知を図っている。

#### 5 西条市人権文化のまちづくり基本計画（改定）

国は、2016（平成28）年に人権三法と呼ばれる「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」を相次いで公布・施行し、地方自治体でも差別解消を推進するための更なる取組が課題となった。そこで本市では、2021（令和3）年3月に西条市人権文化のまちづくり基本計画を改定した。前計画の成果と課題を検証するとともに、2019（令和元）年12月に実施した市民意識調査の結果を踏まえて策定したものである。

主な改定内容としては「性的指向・性自認（SOGI）」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「北朝鮮による拉致問題」及び「被災者」を重要課題に追加した。

また、「その他の重要課題」として、「ホームレス・生活困窮者」「人身取引」及び「ハラスメント」を新たに挙げた。

さらに、「その他」の項目を追加し、様々な人権問題のうち「個人情報の流出などプライバシーの保護に関する問題」「患者の人権に関する問題」「旧優生保護法下の強制不妊手術に関する問題」「ひきこもりに関する問題」及び「新型コロナウイルス感染症に関する問題」を例示している。

## 6 人権教育部門と人権対策部門の統合

本市の人権施策の取組については合併前からの組織にならい、市長部局の人権対策部門（当時：社会福祉課）で隣保館運営等の地域環境の改善対策や啓発活動、人権関係の各種相談等の諸事業を所管し、教育委員会の人権教育部門（当時：人権教育課）で人権教育関連の諸事業を所管してきたが、これまでの部落問題に加え、いじめやハラスメント、インターネットによる人権侵害など広がりを見せる様々な人権課題に対し一体的に取り組める体制をとるため、2019（平成31）年4月の組織改編により市長部局に人権擁護課を設置し、人権対策全般の取組に当たっている。

なお、各学校や公民館で行っている人権・同和教育関連事業については、同課と連携を取りながら引き続き教育委員会部門で実施している。

## 第2節 人権啓発の推進

### 1 広報「人権・同和教育シリーズ」

広報活動を通じて、広く市民に人権・同和教育を啓発するため、2004（平成16）年の広報「さいじょう」創刊号から「人権・同和教育シリーズ」を掲載している（令和7年3月号現在で158回）。

### 2 人権啓発推進事業

合併前から、小地域懇談会や差別をなくする市民の集いなど、人権・同和教育事業を行ってきたが、2024（令和6）年度の「人権に関する市民意識調査」では、約5割の人が部落問題は残っていると回答した。前述の西条市人権文化のまちづくり基本計画においても、重要課題の一つに部落問題を挙げ、継続的な啓発教育の必要性を強調している。

「差別をなくする市民の集い」は、合併後から年2回、2015（平成27）年度からは年1回実施している。2021（令和3）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、代わりにNPO法人プロジェクト2008に委託して人権啓発動画を作成し、公開した。2023（令和5）年度は8月27日に開催し、5年ぶりに人権啓発劇「つなぐー愛媛水平社創立100周年に寄せてー」を上演した。

2005（平成17）年度から実施していた「市民大学人権・同和教育講座」は、2021（令和3）年度

から「人権・同和教育講座」として開催している。市民を対象として、部落問題をはじめ様々な人権問題に対する理解と認識を深めることを目的とする講座である。2024（令和6）年度は、「笑顔あふれるまちづくり」「LGBTQ+について」「子どもを取り巻く環境から考える大人の私たちにできること」「誰もが安心して暮らせる社会を目指して」「介護における自立支援と水平社宣言の“勤る”について」と題して5回の講座を実施した。

愛媛県では、11月11日～12月10日を「差別をなくする強調月間」として、啓発事業を集中的に行っている。本市でも、啓発の一環として市役所の全職員が強調月間啓発ワッペンを着用している。

また、毎月10日を人権を考える日とし、市の施設、学校、企業等にチラシを配布するほか、市内児童生徒の人権ポスターを掲載した人権カレンダー、児童生徒の人権作文、標語等を掲載した人権作品集を作成している。

人権の花運動は、主に小学生を対象とした啓発活動で、学校に配布した花の種子や球根などを、子どもたちが協力し育てることによって、生命の尊さを実感し、優しさと思いやりの心を育む取組である。本市では、東予地域人権啓発活動ネットワーク協議会と連携して、毎年度市内小中学校から指定校を選び、子どもたちが花を育てて地域の施設などに配布する人権の花運動を行っている。

身元調査おことわり運動は、合併以前から実施していた事業を引き継いだものである。差別意識や偏見に基づいて行われる結婚や就職に関する身元調査は、重大な人権侵害であり、決して許されない。そうした意識を醸成するため、身元調査お断りステッカーを配布している。現在のステッカーは、2007（平成19）年度に当時の東予高校生がデザインしたものである。

### 3 SNSによる情報発信

西条市人権教育協議会と本市人権擁護課では、毎月人権ホットメールを配信している。「こども家庭庁と人権」「認知症基本法」など、人権に関する法律や知識の解説から、「子ども会活動の報告」「人権意識を高めるための作品集掲載作品」の紹介など、様々なテーマを取り扱い、人権意識の向上に努めている。

## 第3節 人権・同和教育

### 1 講座・研究大会

人権・同和教育の一環として、市民を対象とした各種講座を開催している。前述した「人権・同和教育講座」もその一つである。そのほかの講座や研究大会としては、次のようなものがある。

「人権・同和教育リーダー養成講座」は、ハラスメントやメディアの弊害、新型コロナウイルス感染症などを含む、あらゆる人権問題に関する系統的な学習を行うことで、部落問題をはじめ様々な人権問題に対する理解と認識を深め、地域や職場のリーダーを養成するものである。

「心のサポーター養成講座」は、女性や子ども、障がいのある人などの人権相談に関わる事例等を学ぶ。適切な支援方法を身につけた助言者を育成し、支え合い、理解しあえる温かい人権文化のまちづくりを目指すものである。

「カウンセリング基礎講座」は、2016（平成28）年度までは、「カウンセラー養成講座 初級コース」「カウンセラー養成講座 中級コース」、2017（平成29）年度と2018（平成30）年度は「カウンセラー養成講座」として実施していた。カウンセリングの理論や技術を学ぶ講座で、自分の無意識に気づき自分自身を知ることによって他者への理解を促すものである。

「部落問題基礎講座」は、2018（平成30）年度までは「部落問題集中講座」として実施していた。部落史や部落差別などの部落問題の本質を学習・研修する。部落差別解消の道筋を明らかにし、部落差別解消のための推進者を養成することを目指す。

合併前の旧西条市では毎年2月、旧東予市では毎年12月に、「市人権・同和教育研究大会」を開催していた。合併後の本市でも、人権問題や部落問題に対する理解を深め、差別をなくすための取組を推進することを目的として「人権・同和教育研究大会」を開催している。

そのほか東予地区人権・同和教育研究協議会、愛媛県人権・同和教育研究大会、四国地区人権教育研究大会、全国人権・同和教育研究大会への参加、実践報告を行っている。なお、2006（平成18）年12月1日開催の全国人権・同和教育研究大会関連行事では、人権啓発劇「祭り」を上演した。

## 2 地域における活動

旧西条市では、自治会が主体となり懇談会形式で学習会を実施していた。また、旧東予市では、9地区の同和教育推進協議会が中心となり、公民館、学校、教育委員会と連携し、旧丹原町では、公民館が主体となり、小中学校人権・同和教育主任、教育委員会が連携し、それぞれ懇談会を開催していた。旧小松町では、町内27自治会を対象に、身近な人権問題について話し合っていた。旧西条市、旧東予市、旧丹原町では、啓発映画・ビデオの鑑賞や話し合いを通して研修（旧西条市のみ講演もあり）し、旧小松町ではワークショップ研修を行っていた。合併後は、それぞれの公民館や自治会で内容を検討し開催している。

子ども会の活動も、合併前から行っていた。旧西条市では六つの子ども会があり、毎月1～2回、学習会、レクリエーション、スポーツ等の行事、合同活動状況交流学習発表会等を行っていた。旧東予市では三つの子ども会があり、毎月1回、花や野菜の苗植え、カルタ作り、アサリ採り、球技大会、カレー作り等を行っていた。

合併後の西条地区には、神戸コスモス子ども会、大町竹の子会、友の会ジュニア、会館友の会という四つの子ども会がある。目的は、差別をしない、差別に負けない、差別を許さない子どもを育てることで、隣保館の館長、教職員、保護者などが指導している。活動内容は、人権学習会、現地見学、お楽しみ会などである。

東予地区には、北条新田子ども会、新市子ども会・ひまわり会という二つの子ども会がある。社会教育集会所の館長、教職員、保育士などが指導している。草花や野菜の育成、ものづくり体験、絵本の読み聞かせや夏祭り、クリスマス会といった異年齢間の児童の交流や地域の人々との交流活動を通して、生活経験の場を広げ、自尊感情や自他を大切にすることを育み、将来につながる生きる力を育てている。

公民館人権・同和教育訪問は、人権擁護課や愛媛県人権対策協議会西条支部等が公民館訪問を通じて、人権・同和教育の推進について意見交換を行い、地域に根付いた効果的な人権・同和教育

育を推進することを目的として、年度ごとに指定地区を設け、公民館で実施している。

公民館人権・同和教育活性化事業は、市民総ぐるみの人権・同和教育を推進するため、公民館を拠点とした学習活動の活性化を図ることを目的とする。主管は西条市人権教育協議会と人権擁護課により、2015（平成27）年度から毎年4館を指定し、公民館において人権・同和教育関係事業を計画、実施している。

公民館で開催する講座等の中に人権・同和教育を設け、市民の人権意識の高揚を図る講座等の開催を行っている。また、地区別懇談会や視察研修会も開催している。さらに、公民館だよりへの人権標語・作文等の掲載、公民館ロビーにおける人権啓発コーナーや文化祭での人権啓発コーナーの設置を行っている。各種公民館事業に加え、会議等における人権を考える日のチラシの配付、俳句会や短歌会への人権をテーマにした作品依頼、人権標語看板展示等の啓発事業のほか、身元調査おこわり運動の推進、障がいのある方たちと地域住民による料理教室を実施している。

図表3-4-1 公民館人権・同和教育活性化事業指定状況

地域	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
西条 小松	西条 神拝	大町 玉津	飯岡 神戸	橘 禎瑞	氷見 加茂	大保木 小松	石根
東予 丹原	周布 吉井	多賀 壬生川	国安 吉岡	三芳 楠河	庄内 丹原	徳田 田野	中川 桜樹

地域	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
西条 小松	西条 神拝	大町 玉津	飯岡 神戸	橘 禎瑞	氷見 加茂	大保木 小松	石根
東予 丹原	周布 吉井	多賀 壬生川	国安 吉岡	三芳 楠河	庄内 丹原	徳田 田野	中川 桜樹

資料：人権擁護課

## 第4節 学校における人権・同和教育

### 1 人権・同和教育の推進

「心豊かにたくましく生きる西条っ子の育成」を目的として、学校教育における重点目標の一つに「ともにづくり、みんなが育つ学校」の創造を掲げている。この目標を達成するためには、保護者・地域・関係機関と連携・協働して、一人ひとりの子どもを大切にする教育を推進することが重要であり、その中で人権・同和教育が大きな役割を果たしている。そこで、市内の小中学校における人権・同和教育では、主に次の2点に取り組んでいる。

1点目は、愛媛県人権対策協議会西条支部との連帯である。市内全ての小中学校の人権・同和教育校内研修会に、同支部の役員が参加し、授業研究や研究協議を通して、各校の取組や今後の人権・同和教育の方向性について話し合い、共に研修を重ねている。

2点目は、西条市人権・同和教育共通教材の活用と情報交換である。市内幼・保・小・中・高の連携を大切に人権・同和教育に取り組むための必要教材を選定し、この資料を基に、充実した授業実践を行っている。

なお、新規採用の教職員や、市外や管外から転入した教職員に対して、本市における人権・同和教育の取組を理解するための研修会や人権・同和教育主任研修会を実施している。

## 第5節 地域環境の改善

### 1 住宅新築資金等貸付事業

住宅新築資金等貸付事業は、歴史的、あるいは社会的な理由により生活環境等の改善が進んでいない地域の住環境改善を図るため、その地域における住宅改修、宅地取得、住宅新築において、本市が公共事業として必要な資金を貸し付ける制度で、合併前の旧西条市、旧東予市、旧丹原町で行っていたが、貸付事業は終了し、合併後は償還事務を行っている。

図表3-4-2 住宅新築資金等貸付事業 貸付状況 (単位：千円)

市町区分	資金種別	件数	貸付金額	備考
西条	住宅新築資金	69	376,700	H9年度から貸付なし
	住宅改修資金	94	128,132	
	宅地取得資金	54	153,300	
	計	217	658,132	
東予	住宅新築資金	84	454,300	H9年度から貸付なし
	住宅改修資金	116	171,410	
	宅地取得資金	34	116,490	
	計	234	742,200	
丹原	住宅新築資金	15	86,400	H5年度から貸付なし
	住宅改修資金	48	60,005	
	宅地取得資金	6	21,020	
	計	69	167,425	
計	住宅新築資金	168	917,400	
	住宅改修資金	258	359,547	
	宅地取得資金	94	290,810	
	計	520	1,567,757	

平成16年度末償還残額	件数	131件
	元金	204,909千円
	利子	26,464千円
	合計	231,373千円
令和6年度末償還残額	件数	15件
	元金	20,836千円
	利子	2,062千円
	合計	22,898千円

資料：人権擁護課（事務報告書・一）

### 2 隣保館の設置・運営

隣保館は、社会福祉法に基づき設置された社会福祉・人権啓発施設で、合併後、旧2市の施設を引き継ぐ形で、大町会館、氷見交友会館、北星会館、河北会館の4館を設置している。主な活動内容は、相談事業、啓発・広報事業、教養・文化事業（地域交流事業）、周辺地域巡回事業などである。

施設の役割は、部落問題解決の拠点及び人権啓発の拠点としての機能であり、人権相談や人権啓発リーダー育成講座などを行っている。しかし、近年は、地域に開かれたコミュニティセンターとしての側面が大きくなっており、各種の文化・教養講座や健康体操などの開講や、ふれあいまつり等のイベントも開催している。

図表3-4-3 隣保館の利用状況

(単位：回、人)

施設・区分 / 年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
大町会館	利用回数	837	875	957	765	794	900	1,083	1,199	1,366
	延利用人員	11,062	11,649	11,733	9,416	10,539	10,986	12,194	13,970	14,566
氷見交友会館	利用回数	650	733	654	644	909	1,015	954	850	792
	延利用人員	9,141	10,678	8,698	8,746	9,625	10,263	9,519	7,982	8,208
北星会館	利用回数	436	397	392	399	422	478	436	425	632
	延利用人員	3,926	3,417	4,104	4,170	4,514	4,947	5,204	4,786	4,398
河北会館	利用回数	361	351	342	337	565	615	666	618	865
	延利用人員	4,595	4,099	3,945	4,387	4,876	5,386	5,209	5,358	5,768
計	利用回数	2,284	2,356	2,345	2,145	2,690	3,008	3,139	3,092	3,655
	延利用人員	28,724	29,843	28,480	26,719	29,554	31,582	32,126	32,096	32,940

施設・区分 / 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
大町会館	利用回数	1,316	1,335	1,329	1,296	1,291	639	1,249	1,122	815
	延利用人員	14,966	14,831	13,612	12,683	11,571	5,958	9,599	7,152	4,945
氷見交友会館	利用回数	836	869	878	766	828	902	790	683	505
	延利用人員	9,224	7,496	7,235	6,267	6,437	7,678	5,912	3,431	3,315
北星会館	利用回数	667	614	627	666	725	771	727	673	529
	延利用人員	4,622	4,563	4,534	4,983	5,509	5,810	5,193	3,080	2,007
河北会館	利用回数	837	921	1,007	1,210	1,249	1,379	1,447	628	500
	延利用人員	8,401	7,032	7,275	9,270	10,529	9,270	8,191	3,062	2,511
広域隣保活動	利用回数	110	125	50	97	69	102	105	94	96
	延利用人員	136	152	153	182	107	119	145	134	206
計	利用回数	3,766	3,864	3,891	4,035	4,162	3,793	4,318	3,200	2,445
	延利用人員	37,349	34,074	32,809	33,385	34,153	28,835	29,040	16,859	12,984

施設・区分 / 年度	R4	R5	R6	
大町会館	利用回数	1,097	1,140	1,056
	延利用人員	7,806	8,661	8,676
氷見交友会館	利用回数	632	646	633
	延利用人員	3,894	4,287	4,201
北星会館	利用回数	538	530	538
	延利用人員	2,676	2,944	2,594
河北会館	利用回数	615	682	718
	延利用人員	3,807	5,462	5,816
広域隣保活動	利用回数	111	77	63
	延利用人員	111	91	99
計	利用回数	2,993	3,075	3,008
	延利用人員	18,294	21,445	21,386

資料：人権擁護課（事務報告書・一）

## 第6節 男女共同参画

### 1 男女共同参画計画

男女共同参画に関しては、合併前から旧2市2町で取り組んできたが、合併に伴い、2006（平成18）年度から2015（平成27）年度までの10年間を計画期間とする「西条市男女共同参画計画～わたしを活かす・地域をいかす～」を策定した。その背景には、少子高齢化の進行、女性の社会進出、家族形態の多様化、地域社会の変化、情報化の進展による就業構造の多様化等が挙げられる。また、2005（平成17）年12月に国が改定した男女共同参画基本計画の内容を踏まえた計画となっている。

当時から、配偶者やパートナーなどからのDVやセクシャルハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、売買春など、女性に対する暴力や性的嫌がらせは大きな問題となっており、女性の地位の向上と安全の確保に向けた早急な取組が求められていた。

これらを踏まえ、計画では、①男女の人権の尊重、②男女平等、男女共同参画への意識づくり、③意思決定の場への女性の参画拡大、④ともに支えあう家庭と地域、⑤働く場における男女共同参画の5点の基本目標を設定している。

続いて、2016（平成28）年3月には、2016（平成28）年度から2025（令和7）年度までの「第2次西条市男女共同参画計画」を策定した。2014（平成26）年11月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、まだまだ家庭内や職場、地域において、固定的性別役割分担意識が強く残っていることがうかがわれた。また、男女共同参画があらゆる立場の人によって必要という認識が広まらず、個々の意識改革につながらなかった。第2次計画はこうした課題を踏まえて策定した。

第2次計画でも引き続き、男女共同参画社会基本法に基づき、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮し、ともにいきいきと暮らせる社会の実現を目指すこととした。基本目標は5点で、「男女平等、男女共同参画への意識づくり」が「男女共同参画の視点に立った意識の改革」に変わったほかは、前回計画と同じ目標になっている。主要課題のうち8項目については、数値目標を設定した（図表3-4-4を参照）。

図表3-4-4 男女共同参画計画における数値目標（第2次計画）

区分	項目	現状 H26年度	目標 H31年度
I 男女の人権の尊重	各種がん検診の平均受診率	19.0%	25.0%
II 男女共同参画の視点に立った意識の改革	「男女共同参画社会」という言葉の周知度	61.7%	80.0%
III 意思決定の場への女性の参画拡大	審議会等への女性委員の登用率	22.7%	30.0%
	女性防災士の数	51人	100人
IV ともに支えあう家庭と地域	ファミリー・サポート・センター延べ利用者数	1,132人	3,000人
	地域子育て支援センターの数	6か所	10か所
	介護予防事業の延べ参加者数	4,192人	4,500人
V 働く場における男女共同参画	女性起業塾の受講者数	20人	30人

資料：総務課

主要施策は第1次計画を踏襲し、男女参画の意識啓発により、各種団体などの代表や役員、審議会などの意思決定の場など、あらゆる分野への女性の参画と登用を促進するとともに、女性の人材育成などに努めている。

## 2 西条市イクボス宣言

2017（平成29）年2月15日、愛媛県知事と県内20市町長による愛媛県版イクボス「ひめボス合同宣言」に続き、本市においても同年4月14日、市長、副市長、教育長、監査委員及び部長級の職員による「ひめボス宣言（西条市イクボス宣言）」を行った。

ひめボスとは、部下の仕事や家庭、地域活動等の両立を支援し、その人のキャリアと人生を応援しながら組織としての成果を出し、自らも仕事と私生活を楽しむ上司のことである。

西条市イクボス宣言では、市民満足度の高い行政運営と生産性の高い組織経営の実現を目指し、ワーク・ライフ・バランスの確立、人を育てる組織の構築、不断の業務改善体質の実現に注力することとしている。

また、休暇が取りやすい環境づくりやキャリア形成の人材育成プログラム、全庁的な改革・改善の意識付け等、西条ワーク・スタイル・イノベーションの取組事例を市内の事業所・団体等に拡大させる努力も行っている。

## 3 ひめの国女性活躍応援団

2019（平成31）年2月18日の県・市町連携推進本部会議において、県知事と20市町長により「ひめの国女性活躍応援団」が結成され、「ひめの国女性活躍応援団行動宣言」が採択された。

この採択を受け、本市でも女性が活躍できるステージを提供できるよう、これまでの取組をいっそう推進していくことになった。

# 第7節 人権関係団体

## 1 愛媛県人権対策協議会西条支部

合併以前から部落問題の解決は最重要課題として位置付けており、同和地区の生活環境の改善を行うとともに、人権啓発に取り組んできた。

その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基礎整備はおおむね完了し実態的差別の解消は一定の成果が見られ、市民の概念や潜在意識に関わる心理的差別も解消に向かっているものの、差別は結婚問題等を中心に依然として根深く存在しており、差別落書きや差別発言はなくなっていない。また、インターネットの匿名性を悪用した差別表現の流布や不当な差別的取扱いを助長、誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘する事案等が発生している。

愛媛県人権対策協議会は、前身の愛媛県同和対策協議会が2002（平成14）年に改称したもので、旧小松町を除く各市町に各支部を組織していた。本市の合併を受けて2006（平成18）年に3支部が合併し、西条支部となった。

同支部は、市庁舎内に設け、地域が抱える課題を部落解放運動と国・県・市行政の連携で解決することで差別をなくすことを目的としている。また、市の人権擁護課と共に公民館訪問を行い意見交換をするなど、地域に根付いた効果的な人権・同和教育の推進や活動支援を行っている。

## 2 西条市人権教育協議会

2004（平成16）年11月、人権と共生の社会を実現するため、愛媛県人権教育協議会との連携のもと、人権・同和教育の研究と実践に努めることを目的として、前身の同和教育協議会を改め西条市人権教育協議会を設置した。

人権教育協議会では、調査研究及び企業部会への加入促進、研修会の充実、啓発活動の推進を図っている。協議員には、設置目的に賛同する関係機関及び諸団体の代表者や学識経験者があたる。

更に関係団体との連携を深め、地域と一体となった人権・同和教育の推進を目指して、子ども会活動の活性化、公民館人権・同和教育活性化事業の実施、人権対策協議会、東予地域人権啓発活動ネットワーク協議会、西条公共職業安定所等関係団体との連携による研修機会の確保及び推進に注力している。

また、就学前部会、学校教育部会、社会教育部会、企業部会、行政部会の五つの専門部会を置き、専門事項の調査研究及び事業の企画実施を行っている。

## 3 東予地域人権啓発活動ネットワーク協議会

東予地域人権啓発活動ネットワーク協議会は、東予地域（本市、新居浜市、四国中央市）で国、市、人権擁護委員協議会等が連携協力し、人権啓発活動を推進することを目的として活動している。地域住民の人権意識を高めるため、人権に関する講座、学校や企業向けの人権教育や街頭啓発活動などを行っている。

## 4 西条人権擁護委員協議会

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱を受けており、本市では、2024（令和6）年時点で15人を委嘱している。人権擁護委員は、地域住民からの人権相談を受け付け、アドバイスや支援を行っている。また、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者の救済措置を講じているほか、人権に関する啓発活動を行っている。

本市及び新居浜市を所管する人権擁護委員の組織として、西条人権擁護委員協議会がある。人権擁護委員協議会では、地域における人権相談所や、幼稚園、保育所、学校に出向いて思いやりを呼びかける人権教室、地元企業に対する人権研修などの事業を企画し、所属する人権擁護委員が実施する。

本市では、ホームページ上に「人権擁護委員について」のページで人権擁護委員を紹介している。

## 5 NPO法人プロジェクト2008

市民有志グループ「プロジェクト2008」は、2002（平成14）年、市内の教職員を中心に結成された。名称の由来は、1871（明治4）年、「解放令」が発布された時、反対勢力が「そのお触れは5万日日延べになった」と嘘を告げた日から、解放令発布後、5万日（138年）にあたる2008年を完全解放の年としたことによる。その後、NPO法人プロジェクト2008となり、人権啓発劇を通じて、自分の差別心と向き合い、その差別心を払拭し、部落問題をはじめとするあらゆる人

権の問題を解決することを目的として活動している。作品は1997（平成9）年の「輝きを求めて」以来、「祭り」「つなぐ」など14作品になる（令和6年時点）。ただし、団員は劇団という位置付けではなく、学習の場というスタンスで、定期的に学習会を開催するほか、他グループとの交流を深めたりするなど、活動は多岐にわたる。

## 6 西条更生保護サポートセンター

「西条市人権文化のまちづくり基本計画」の中では、刑を終えて出所した人の社会復帰支援を重要課題の一つに掲げている。更生を支援するために、2014（平成26）年1月、東予総合支所3階に「西条地区更生保護サポートセンター」を開所した。更生保護サポートセンターは、西条地区保護司会の活動拠点として、企画調整保護司が常駐し、保護司の処遇活動の支援、地域の関係団体との連携、犯罪防止活動などを行っている。

犯罪をした者の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等の様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないことから、彼らが再び罪を犯すことのないように、生活の安定を図る息の長い支援が必要で、支援に当たっては自治体の役割が重要である。

そこで本市では、SDGsの理念でもある「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すためにも、再犯防止の視点を反映した「西条市再犯防止推進計画」（令和6～10年度）を策定した。

本計画では、重点課題として、次の六つの課題を掲げている。

- ① 国・県等との連携強化等
- ② 就労・住居の確保等
- ③ 保健医療・福祉サービス利用の促進等
- ④ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等
- ⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- ⑥ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等